

令和7年度第1回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に 関する審議会

令和7年11月18日（火）午前9時から正午
小笠原村役場本庁会議室A
小笠原村母島支所大会議室
東京都獣医師会会議室
(webexによるオンライン会議)

<議題>

議題1 ペットの持込み制限の検討について

2 その他報告

報告事項1 動物の持込み申告について

報告事項2 犬の適正飼養について

<配布資料>

- ・ 出席委員名簿
- ・ 資料1 ペットの持込み制限の検討について
- ・ 資料2 動物の持込みに関する専門家ヒアリング結果（哺乳類）
- ・ 資料3 原産地以外の野外における定着事例（哺乳類）
- ・ 資料4 動物の持込みに関する専門家ヒアリング結果（鳥類）
- ・ 資料5 原産地以外の野外における定着事例（鳥類）
- ・ 資料6 動物の持込み申告制度の試行状況と正式開始について
- ・ 資料7 犬の適正飼養について
- ・ 参考資料1 小笠原村愛玩動物の適正飼養及び完治に関する条例の施行及び運用に関する諮問について
- ・ 参考資料2 情報整理表について
- ・ 参考資料3 ホワイトリスト掲載種の検討にかかる情報整理表（哺乳類）
- ・ 参考資料4 ホワイトリスト掲載種の検討にかかる情報整理表（鳥類）
- ・ 参考資料5 東京都外来種対策行動の手引き一部抜粋

令和7年度第1回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会 出席者名簿

< 委員 >

堀越 和夫 (会長)	特定非営利活動法人小笠原自然文化研究所 理事長 (本土会場(東京都獣医師会))
藤田 道男 (副会長)	環境省関東地方環境事務所小笠原自然保護官事務所 国立公園保護管理企画官 (父島会場)
竹澤 博隆	一般社団法人小笠原村観光協会 理事 (父島会場)
松林 久美子	社会福祉法人小笠原村社会福祉協議会 職員 (父島会場)
高橋 恒彦	公益社団法人東京都獣医師会 業務執行理事・獣医師 (本土会場(東京都獣医師会))
宮川 空	OPOの会 代表 (父島会場)
有賀 文子	299の会 代表 (母島会場)

< オブザーバー >

小菊 洋行	おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会 獣医師 (母島会場)
日下部 ゆみ	おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会 愛玩動物看護師 (母島会場)

< 事務局 >

石原 洋介	小笠原村 環境課長 (父島会場)
安藤 武史	小笠原村環境課自然環境係 係長 (本土会場(東京都獣医師会))
井上 直美	小笠原村環境課自然環境係 主査 (父島会場)
米塚 佐世子	小笠原村環境課自然環境係 主査 (父島会場)

< 事務局支援業務請負業者 >

村尾 未奈	一般社団法人日本森林技術協会事業部森林保全第一グループ (父島会場)
新井 佑莉那	一般社団法人日本森林技術協会事業部森林保全第一グループ (本土会場(東京都獣医師会))
山本 英恵	一般社団法人日本森林技術協会事業部保全管理グループ (本土会場(東京都獣医師会))

議題1 ペットの持込み制限の検討 について

ペットの持込み制限に関する諮問

- ◆ 令和7年10月10日に小笠原村長から審議会に「愛玩動物の持込みの制限」について諮問があった。
- ◆ 諮問の内容は、「条例第6条を施行するにあたり、同条に規定する愛玩動物の持込み制限の内容及び運用方法に関して、審議会のご意見をお伺いする。」といったもの。

<ペットの持込みの制限に関する条文>

第6条 何人も、次の各号に掲げる愛玩動物を除き、村外から村内への愛玩動物の持込みをしてはならない。

- (1) 犬及び猫
- (2) 第8条第2項による登録を受けた愛玩動物

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、規則で定める日から施行する。

7 村長は、村内の愛玩動物の飼養状況及び村外から村内への愛玩動物の持込み状況等を勘案し、本条例第6条の施行に向けて、同条の改正に関する検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

なぜペットの持込を制限するのか？

～ペット条例制定の背景～

- ◆ 小笠原の海洋島特有の生態系は、外来種による影響に対してとても弱い。
- ◆ 人のパートナーであるペットも「外来種」であり、逃げ出すと野生動物や植物に悪影響を与えることがある。
- ◆ 小笠原村では、「人とペットと野生動物の共存の実現」を目標し、平成27年からワーキンググループを中心に議論を重ね、検討してきた。
- ◆ 令和2年3月に「小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例(通称:ペット条例)」を制定。
 - ・ ペットの登録
 - ・ 逸走防止・遺棄禁止
 - ・ 動物の持ち込みの申告
 - ・ ペットの持込み制限 などを規定。

※動物の持込み申告、ペットの持込み制限は未施行。

ペット条例の仕組み

～ペットの持ち込みから飼育までを厳格に管理～

- ① 持ち込んでよいペットの制限（入口対策）※未施行。
→持ち込まれるペットを制限し、生態系へのリスクを減らす
- ② 動物の持ち込みの申告（入口対策）※未施行。
→持ち込まれる動物の把握、持ち込んでよいペットかどうかの確認
- ③ ペット登録、適正飼養義務
→ 飼い主とペットの把握、適正飼養の推進
- ④ 逃がさない・捨てない（出口対策）
→ 逸走防止と遺棄禁止により生態系を守る

ホワイトリスト方式とは？ ～飼養してよいペットを決める仕組み～

- ◆ ペットの持ち込み制限を行うにあたり、「ブラックリスト方式」(禁止リスト)ではなく、「ホワイトリスト方式」(許可リスト)を採用。
- ◆ 「持ち込んではいけないペット」を個別に判断するためには、あらゆる潜在的リスクを想定しなければならず、ブラックリストの規定及び運用は非常に困難であるため、生態系への影響が未知の種も一律に持ち込みを制限。
- ◆ そのうえで、適正飼養の方法が確立されていることや獣医師による指導が可能であることなどにより管理の徹底ができることを条件に「持ち込んでもよいペット」とする。
⇒持ち込んでもよいペットを条文に規定。これを「**ホワイトリスト**」とする。
- ◆ 現条文で持ち込みを認めているペットは、イヌ・ネコ・登録済みの個体のみ。

ホワイトリストの考え方と今後 ～ペットと自然の共存を目指して～

- ◆ リスト選定では、次の3点を重視：
 - ① 野外に逃げた時の生態系に与える影響
 - ② 飼養方法・管理方法が確立されているか
 - ③ 村内における社会的ニーズ
- ◆ イヌ・ネコは、室内飼養・繁殖制限などの飼養方法が確立されている、獣医師の指導により管理の徹底が見込めることから、個体識別や飼養上限数の制限、ネコに関しては避妊去勢手術による繁殖制限の規定を設けることで持ち込み可能としている。
- ◆ 今後も、専門家や村民の意見を聞きながら、動物福祉の観点やコンパニオン・アニマル(伴侶動物)としての考え方なども考慮し、「人とペットと野生動物の共存の実現」という目的から逸脱する過度な規制を行わないことに留意しながら、持ち込み可能種を慎重に検討していく。

(参考) 日本国内の状況と「準ホワイトリスト」事例

規制形式	概要と国内の主要法令
主流	ブラックリスト方式(危険な種のみを特定し規制)が主流。 【例】外来生物法(特定外来生物の指定)、検疫法(病害虫の規制)。
自治体条例	包括的なホワイトリスト条例の事例は確認されていない。 国の規制に沿った追加のブラックリスト(地域独自の指定種)が主。
準ホワイトリスト	特定の地域や経路に対して、事実上許可されたもののみを認める運用。 【例】 ➢ 南西諸島からの植物持ち出し規制(特定処理・検査合格品のみ許可) ➢ 小笠原諸島への「土付き植物」持ち込みの自粛要請(クリーンな状態に限定)

(参考) 世界のホワイトリスト導入事例

以下の国々は、脆弱な生態系や過去の経験から、厳格な予防的アプローチとして実質的な*ホワイトリスト方式を採用しています。

*どの制度も「ホワイトリストである」と明文化しているわけではなく、移入のための制限が厳しいため、実質的なホワイトリストとなっています。

国名	主な根拠法・制度	導入の経緯と制度の特徴
オーストラリア	環境保護・生物多様性保全法 (EPBC Act)、 「Live Import List」	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ウサギやオオヒキガエルなどの外来種による壊滅的な被害が背景。 ➢ リストにない種は原則輸入禁止。新規輸入には徹底した科学的リスク評価が必須。
ニュージーランド	バイオセキュリティ法 (Biosecurity Act 1993)、「Import Health Standards (IHS)」	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 固有種が多く、バイオセキュリティを国家最重要課題に設定。 ➢ IHS(安全な輸入条件)が存在しない種の輸入は非常に困難であり、実質的なホワイトリスト運用。
韓国	野生生物の保護および管理に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 近年、従来のブラックリスト方式から野生動物の取引・飼養に関してホワイトリスト方式へ転換を進めている(2025年12月以降に強化予定)。 ➢ 感染症リスクや生態系への未知のリスクを排除するため。

動物の持込みに関する専門家ヒアリング結果（哺乳類）

<ヒアリング先>

- ・ 田向健一氏：獣医師。東京都獣医師会会員。田園調布動物病院院長。
- ・ 亘悠哉氏：農学博士。国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所野生動物研究領域 チーム長（島嶼生態系保全担当）。
小笠原諸島世界自然遺産地域 科学委員会下部各種ワーキンググループにて委員を務める。

<飼養ニーズ>

- ・ 主要な飼育種である、イヌ、ネコ、ウサギ、モルモット、チンチラ、ハムスター、ハリネズミ、フクロモモンガ、フェレットのほか、近年、デグーやミニブタの飼養が増えている。【田向】
- ・ フェレットの流通個体はそれほど多くない。【田向】
- ・ 飼育動物の流行は「ウサギ・チンチラ」が今後も伸びると予想される。高価で取引される動物種は愛好する人も多い。モルモットやハムスターは安価なこともあり、現状のままの予想。【田向】

<生態系への影響リスク>

■ 定着リスク

- ・ ウサギは繁殖力が高く（交尾排卵動物）逸出すると捕獲が難しく、国内外で野生定着例がある。世界的にも侵略的外来種ワースト 100 に含まれ、定着リスク大。【田向】
【亘】
- ・ モルモット・ハムスターは動きが遅く野外定着の可能性は低いが、捕食者不在の環境では定着可能性あり。【田向】 【亘】
- ・ チンチラ・デグーは草食性で齧歯目であり、植生への影響の懸念がある。野生化事例は知られていないが、飼養方法やリスクが不明確な部分がある。【田向】 【亘】
- ・ フクロモモンガ・ハリネズミ：雑食性で昆虫や花蜜も食べ、生態系リスクが高い。繁殖力が高い印象はない。【田向】

■ 在来動物の捕食、競合

- ・ フェレットは肉食で鳥類や昆虫を捕食するため、在来種へ大きな問題をもたらす可能性がある。【田向】 【亘】

- ・ ミニブタは雑食性で何でも食べるため、生態系・農業被害リスクが大きい。【田向】
- ・ フクロモモンガ・ハリネズミ：雑食性で昆虫や花蜜も食べ、生態系リスクが高い。繁殖力が高い印象はない。【田向】※再掲

■ 在来植物の食害、植生改変等

- ・ ミニブタは雑食性で何でも食べるため、生態系・農業被害リスクが大きい。【田向】※再掲
- ・ フクロモモンガ・ハリネズミ：雑食性で昆虫や花蜜も食べ、生態系リスクが高い。繁殖力が高い印象はない。【田向】※再掲
- ・ チンチラ・デグーは草食性で齧歯目であり、植生への影響の懸念がある。野生化事例は知られていないが、飼養方法やリスクが不明確な部分がある。【田向】【亘】※再掲

■ 感染症リスク

- ・ ウイルス・菌・感染症について、哺乳類（ウサギ、モルモット、ハムスター等）では大きな感染症リスクは確認されていない。【田向】
- ・ フェレットは人獣共通感染症の症例があり注意が必要。【亘】
- ・ ミニブタは家畜伝染病予防法の対象動物で、東京都への報告義務がある。【田向】
- ・ 人獣共通感染症ではネコが最もリスクが高い。【亘】

<適正飼養の可能性>

■ 逸出防止

- ・ チンチラ、デグーは市販の専用ケージがあり、飼育方法は確立している。基本的に放し飼いする生物ではない。【田向】
- ・ フェレットは逸走した場合に捕獲が難しい。【亘】

■ 繁殖制限

- ・ ウサギは避妊・去勢が可能（避妊は獣医師により対応が異なる）。不妊化を義務付けることでリスク低減可能。【田向】【亘】
- ・ モルモット・ハムスター・チンチラ・デグー等も雄の去勢は可能だが一般的でなく、施術できる獣医は限られている。【田向】
- ・ モルモット・ハムスターは全てのオスが不妊化されているか、という運用がポイントとなる。【亘】
- ・ フェレットは基本避妊去勢済で流通している。【田向】
- ・ 小型種は繁殖力が高く、頭数を少なくしたところで繁殖してしまっても意味がなく、多頭飼い希望の飼い主も多いと考えられ、制限と去勢の併用が必要。【田向】
- ・ 他の動物との整合性から、飼養数は5頭以内が目安。数字の根拠を示すのは難しい。不妊化100%を条件とする運用が望ましい。【亘】

■ 個体識別

- 哺乳類の個体識別はマイクロチップ埋込が可能（ハムスターは困難だが、フクロモモンガ等の小型種でも実施例がある）。【田向】
- 飼い主の責任を持たせるためとしての識別は意味があるだろう。【田向】

■ 感染症予防

- 特になし

■ 獣医師による治療・診断

- チンチラ・デグー・フェレット・ミニブタ・ハリネズミ等は小笠原での獣医療対応が困難。【亘】

<総合評価・留意事項>

- 外来種が生態系に影響を及ぼすのは、定着して個体数が増えること。不妊化ができるのであれば、その後のリスクはなくなるのでそこがポイント。【亘】
- ウサギは植生被害リスクが高く、逸走防止措置が必要。【田向】
- モルモット・ハムスターは短命で定着しにくい、再捕獲は難しく、逸走防止策が必要。【田向】
- 肉食種（フェレット等）は捕食リスクが大きく、逸走時のインパクトが大きい。【田向】【亘】
- ウサギ、モルモット、ハムスターは条件付き（不妊化、飼養数制限）でホワイトリスト候補とする。【田向】【亘】
- チンチラ、デグー、フェレット、フクロモモンガ、ハリネズミ、ミニブタはリストから除外が妥当。【田向】【亘】
- 定着・繁殖のリスク（不妊化ができるか）が主軸だが、それに加え、基本的な獣医療体制が整っているか（獣医師が日常のケアや健康管理、不妊化をできるか）というコンパニオンアニマルとしての側面が、ホワイトリストの線引きを説明するもう一つの軸となるだろう。【亘】
- ホワイトリストにない種について、村長が特別に認める「許可制」を残すかどうかも議論されたが、なし崩し的に条例の効力がなくなるリスクもある。【亘】
- 産業動物について、エキゾチック家畜のような動物を入れないよう、啓発でカバーが必要だろう。個別に事案が生じた際に、しっかり議論すべき。【亘】

原産地以外の野外における定着事例(哺乳類)

区分	① 対象とする生物種	②定着した地域	③ 侵入～定着の経緯と歴史	④ 生態系への被害状況	⑤ 具体的な対策事例や導入された条例	⑥ 参考としたウェブサイト等
飼養動物	ネコ Felis catus	日本：島嶼部を含めほぼ全国	日本への導入の明確な記録は無い。朝鮮半島経由の可能性あり。日本への持ち込みは平安時代以前。沖縄島やんぼる地域での野生化は1970年代ごろで、1995年ごろから目撃例が増え始めた。ネズミ防除対策のため導入される。ペットとして飼育され、野外で放し飼いにされることも多い。また、特定の飼い主を持たず半野生状態で都市部で暮らすもの(ノネコ)、自然環境化で完全に野生化しているもの(ノネコ)もいる。	在来小動物の捕食・捕殺。特に島嶼域の希少種・固有種への被害が大きい。ネコは捕食だけでなく「遊び」としてハンティングを行うことがあり、少数のネコにより多数個体の動物が捕殺されることがある。在来ヤマネコのいる対馬・西表島では感染症(ネコ免疫不全症候群ウイルス FIV、ネコ白血病ウイルス FeV)の伝播。ツシヤマネコへの感染が確認されている。 影響を受ける在来生物：鳥類：ウミガラス、ウミネコ、ウトウ、オオミズナギドリ、ハハジマメグロ、アカガシラカラスバト、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、カラスバト など 哺乳類：アマミノクロウサギ、オオコウモリ、オキナワトゲネズミ、ケナガネズミ など 爬虫類：オキナワキノボリトカゲ、ハリグロヒメトカゲ など ツシヤマネコにおいて、ノネコ由来のFIV感染の記録あり。	狩猟獣(鳥獣保護法)。海外から持ち込まれるネコにはマイクロチップ埋め込みによる登録が義務付けられている(動物愛護管理法)。地域によっては、条例により飼い猫に対するマイクロチップ埋め込みを含む登録・管理が義務付けられている(北海道天売島、東京都小笠原村、長崎県対馬市、沖縄県国頭村、大宜味村、東村、竹富町など)	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10220.html
	イヌ Canis lupus familiaris	日本：全国	移入元は不明。放棄されたペット、放置された猟犬がノイヌの供給源。	北海道東部、日光、丹沢、対馬などではシカの捕食者となっている。奄美大島ではアマミノクロウサギが捕食されていることが確認された。在来生物の捕食、狂犬病など感染症の媒介。 影響を受ける在来生物：在来哺乳類など	狩猟鳥獣(鳥獣保護法)	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10160.html
	カイウサギ Oryctolagus cuniculus ヨーロッパアナウサギ	石川県 セツ島大島 (国指定鳥獣保護区、能登半島国定公園)	1984年に4個体(2ペア)のアナウサギが移入。野生化し、1990年には270個体程度に増加。	ウサギの食害による植生への影響(オオヨモギ等アナウサギが好む植物が生えない状態)や、裸地化により海鳥の繁殖基盤となる土壌が流出することにより、地中に穴を掘って営巣するオオミズナギドリやカンムリウミスズメ等の海鳥類への影響が発生していた。	駆除対策：1990～1999年まで石川県が環境省の委任事務で行い、2000年以降は環境省が主体となって実施。 2004～2011年までは、おおむね年に40個体を駆除。 2013～2019年度は、国指定セツ島鳥獣保護区保全事業として、空気銃、散弾銃、わなによる駆除を年に複数回集中的に実施し、2019年に根絶宣言を行う。	○環境省中部地方環境事務所 HP https://chubu.env.go.jp/content/900098891.pdf
		広島県 大久野島 (瀬戸内海国立公園の集団施設地区)	1965年に島外から人為的に持ち込まれたとされる。その後も、アナウサギの島内への遺棄が繰り返され、近年は『ウサギ島』として有名になる。国内外から多くの利用者が訪れ、なかには大量の餌を持ち込んで餌やりをする利用者もおり、アナウサギの個体数は増加傾向にある。2018年に実施した調査に基づく推定個体数は 920 頭以上。	島内の自然植生への顕著な被害として、既に下層植生が失われ、稚樹が育ちにくい状況になっている一方、不嗜好性植物(キョウチクトウ、キツタ、クサギ等)は残されている。そのほか、斜面に作られた巣穴により、法面崩落のリスクや施設への影響のおそれ等の問題も生じている。	駆除対策はなされていない。環境省が中心となり、ワークショップを開く等して、個体数管理等の対策を検討している。観光客向けには、パンフレットで島でのルールやマナーを普及啓発している。	○環境省中部地方環境事務所「大久野島のアナウサギ対策」 2020.7.6
		渡島大島・小島(北海道)、セツ島大島(石川)、浮島(千葉)、地内島(伊豆諸島)、家島群島松島(兵庫)、沖ノ島(隠岐)、茂床島(岡山)、大久野島(広島)、羽佐島(香川)、牛深大島(熊本)、宇治群島家島(鹿児島)、屋那覇島(沖縄)。	日本への最初の輸入は16世紀。古い文献によれば、19世紀前半には野生化カイウサギが分布していた。現在小島嶼で野生化しているものは、1950年代～90年代に放獣されたものである。	繁殖巣穴占拠による繁殖妨害、競合、植生への影響及び土壌浸食、農業被害、VHD(心臓弁膜症)の伝播 影響を受ける在来生物：オオミズナギドリ、アマミノクロウサギ、希少ラン科植物などを含む植生、農作物	環境省中部地方環境事務所「大久野島のアナウサギ対策」 2020.7.6	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10040.html
	チョウセンシマリス Tamias sibiricus barberi	新潟、山梨、岐阜などで野生化、北海道でも放逐されたことがある。	1970年頃から、垂種チョウセンシマリスがペットとして流通。北大植物園で放獣された。 日本には垂種エゾシマリスが分布しているが、飼育が禁止されているためペットとして朝鮮に生息するチョウセンシマリス(最近は輸入禁止)や中国に生息する垂種チュウゴクシマリスが「シマリス」として輸入され流通している。放獣による遺伝的攪乱や競合が懸念される。	在来のリス類(北海道ではエゾシマリス、本州ではニホンリス Sciurus lis)と競合・交雑	鳥獣保護法により、北海道以外では狩猟獣指定。北海道はシマリス捕獲禁止区域指定(在来のエゾシマリスの混獲の可能性があるため)。要注意外来生物に指定。	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10080.html
	クリハラリス Callosciurus erythraeus 別名：タイワンリス、パラスリス	神奈川県、静岡県、伊豆大島など日本国内の複数地域(都市部の断片化した緑地が主な生息地) 2023年の調査時点で、少なくとも12都府県37市町において生息が確認。	台湾や東南アジアが原産。1930年代以降、ペットや観光目的で日本に持ち込まれた個体が逃げ出したり、放されたりしたことで野外に定着した。特に伊豆大島では、1964年の台風で飼育施設が破損し、多数が逸走したことが分布拡大の大きな原因となった。	○農林業への被害：スギやヒノキなどの樹皮を剥がして木を枯死させる林業被害や、柑橘類や柿などの果実を食い荒らす農業被害が深刻化している。 ○生態系への影響：在来種であるニホンリスと餌やすみかをめぐる競合し、ニホンリスの生息域を脅かす可能性がある。 ○生活環境への被害：電線や電話線をかじって断線させ、停電や通信障害を引き起こすことがある。また、家屋の屋根裏に侵入して騒音や糞尿による被害をもたらす。	○外来生物法：2005年に「特定外来生物」に指定され、許可なく飼育、保管、運搬、輸入、野外へ放つことなどが法律で禁止されている。 ○防除計画：国や各自治体が防除計画を策定し、専門家や地域住民と連携して捕獲(わなの設置など)を進めている。特に、被害が深刻な地域では集中的な駆除活動が実施されている。各地で防除が行われており、最近では根絶の成功事例もある。 ○普及啓発：「入れない、捨てない、拡げない」という外来種被害予防三原則を掲げ、ペットを最後まで責任を持って飼うことの重要性を呼びかけるキャンペーンが行われている。	Habitat selection of invasive alien Pallas' s squirrels (Callosciurus erythraeus) in an urban habitat with small fragmented green spaces (論文) 自然探訪2024年9月 外来種のリスはどこから来て、どこへ行くのか https://www.ffpri.go.jp/snap/2024/9-kurihararisu.html
	アムールハリネズミ Erinaceus amurensis ※ペットとして一般的なヨツビハリネズミ(アフリカハリネズミ)とは別種	静岡県伊東市(伊豆半島)、神奈川県小田原市で自立した繁殖個体群の存在が確認されている。若手・長野・富山・栃木で目撃例・捕獲例あり。	ペットとして輸入された個体が、飼い主に飼育が難しくなり、あるいは逃げ出して、野外へ逸走・遺棄された。 アムールハリネズミのようにヨーロッパ原産、アジア原産のハリネズミは、日本の冬にも対応が可能である。アフリカ産種であっても亜熱帯地域などでは十分に定着できる可能性がある。	在来生物への捕食圧。 国内には地表を徘徊する肉食哺乳類が少ないために、昆虫類等を捕食することによる直接的、間接的な影響は大きいと考えられ、海外ではチドリ亜目(Cahadrii)などの鳥類を捕食するなど、特に地上で繁殖する鳥類に対しての影響が報告されている	外来生物法で特定外来生物に指定された。	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10010.html ○環境省「ハリネズミ属に関する情報」 https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/data/sentei/05/ref01_2.pdf
	フェレット Mustela furo ヨーロッパケナガイタチMustela putoriusを起源とする家畜化形	世界各地(地域は限定せず) ○ニュージーランド：19世紀に導入され、現在も本土各地で在来鳥類に深刻な影響。2002年から国内でのペット販売・繁殖・流通は禁止。(Document Access New Zealand) ○英国・アイルランド周辺：英本土では長期的な定着は限定的とされる一方、スコットランドの島嶼(シェトランド、ヘブリディーズ等)やマン島・ジャージーでは存続可能な個体群が確認。北アイルランドのラースリン島でも外来個体群が長年問題に。(nonnativespecies.org) ○大西洋の島嶼：マデイラ島(ポルトガル)で近年、島内広域に定着・繁殖し海鳥への捕食が実証。カナリア諸島ラ・パルマ島でも1998-2007年に自然化個体群が記録。(De Gruyter Brill) ○日本：野外での目撃例はあるが定着の有無は不明。ただし北海道は「特定移入動物」としてフェレットを指定し、逸走防止の管理・届出を義務づけ。(NIES)	主にペット個体の逸走・遺棄、狩猟用「フェレットティング」での作業中の逸走、そして有害獣対策目的の導入が契機。 ニュージーランドでは1880年代にウサギ対策として導入され、1900年頃までに野生化が定着。 1980年代のフェレット養殖場閉鎖時の逸脱・放逐も北部への拡大に寄与。(Document Access New Zealand) カナリア諸島ラ・パルマでは伝統的な狩猟で使用された個体の逸走が自然化の主因と報告。(Cambridge University Press & Assessment) 英国では歴史的に導入された飼養個体が逃亡し在来ボールキャットと交雑。(ScienceDirect)	地上営巣鳥類・飛べない鳥への捕食圧が最大の問題。 ニュージーランドではキーウィ・ドットレトル・クロミヤコドリ・ペンギン類の卵・ヒナ・成鳥を捕食し、希少種の減少や分布収縮を引き起こす要因に。(Document Access New Zealand) 島嶼の海鳥コロニーでは、マデイラ島でアオミズナギドリやマデイラシロハラミズナギドリへの捕食がカメラトラップで確認。(De Gruyter Brill) ラースリン島(英・北アイルランド)でも外来フェレットが海鳥群集へ影響しうることが糞分析・エネルギー学的解析で示唆され、現在は根絶プロジェクトの対象に。(SpringerLink) 疾病リスクとしてウシ結核(bovine TB)の野生動物ベクターとなる可能性も指摘。(Document Access New Zealand)	○ニュージーランド：フェレットは「望ましくない生物(Unwanted organism)」に指定。2002年からペットとしての販売・繁殖・流通を禁止。現場ではDOC250等のキル・トラップや捕食者侵入防止柵により防除を継続、フェレットフリー島の維持に注力。(Document Access New Zealand) ○英国・北アイルランド(ラースリン島)：EU LIFE「LIFE RAFT」事業でフェレットとクマネズミ(ドブネズミ)の島内根絶を目標にトラップ網・バイトステーション等を展開中(世界初の外来フェレット根絶試み)。(webgate.ec.europa.eu) ○カナリア諸島ラ・パルマ：自然保護区で生け捕りトラップによる初動制御を実施(2006年に捕獲記録)。狩猟時の無口輸使用の禁止や放逐防止の法執行強化を提言。(Cambridge University Press & Assessment) ○米国：カリフォルニア州は州規則(CCR Title 14 §671)でフェレットを「制限種」に指定し、許可無き飼養・輸入・移送を違法化。ハワイ州は州法HRS Chapter 150Aおよび行政規則のリストに基づき輸入・所持を原則禁止**。 ○日本(北海道)：北海道動物の愛護及び管理に関する条例でフェレットを特定移入動物に指定。飼養開始から30日以内の届出、逸走防止、(繁殖防止のための)不妊化努力等を求め、野生化・生態系かく乱の予防を図る。(Hokkaido Prefecture)	○ニュージーランド環境保全省(DOC)「Ferrets: New Zealand animal pests」- 歴史・影響・禁止措置・防除法。(Document Access New Zealand) ○Mammalia (2024)「Madeira島におけるフェレットの広域定着と海鳥捕食」- 定着状況と実証写真。(De Gruyter Brill) ○Oryx (2009)「カナリア諸島ラ・パルマの自然化フェレット」- 分布記録と初期制御。(Cambridge University Press & Assessment) ○Vincent Wildlife Trust「Polecat & Ferrets」- 交雑・英国での野外化事例。(Vincent Wildlife Trust) ○Great Britain MNS 情報ポータル「Feral ferret」- 英国内の生態・分布・影響。(nonnativespecies.org) ○EU LIFE RAFT (Rathlin Island) - フェレット根絶プロジェクトの目的と手法。(webgate.ec.europa.eu) - California Department of Fish and Wildlife- 制限種規制(CCR Title 14 §671)と許可制度。(Legal Information Institute) ○Hawaii Dept. of Agriculture (非家畜動物リスト、HRS 150A 概要) - 輸入・所持禁止の枠組み。(dab.hawaii.gov) ○国立環境研究所 侵入生物データベース「フェレット」- 日本での定着状況不明の旨、北海道の指定等。(NIES)

産業動物・非意図的導入	クマネズミ Rattus rattus	自然分布は判然としないが、多数の周辺島嶼に侵入している。	移入元は不明。交易などに伴う非意図的移入。小笠原に持ち込まれたのは1920年ごろと言われている。	植物・海鳥・ウミガメ・陸産貝類などの捕食、植物食動物との競合、農業被害、人獣共通感染症媒介。伊豆諸島ではツツガムシとベストノミ（ケオプスネズミノミ）の主要寄主。小笠原諸島や南西諸島では広東住血線虫の主要宿主である。希少植物の食害や種子食害による森林の更新阻害なども生じさせる。影響を受ける在来生物：カムリウミズヌメ（福岡県小屋島）、オーストンウミツバメ・メグロ・アナドリ・オナガミズナギドリ（小笠原）などの鳥類、オオハマギキョウなどの植物（捕食）、アカガシラカラスバト・オガサワラカワラヒワなど（小笠原）（競合）	本種の餌が不足する冬季における毒餌の散布、抗凝血剤など遅効性の毒物が使われ、事前調査で推定されるクマネズミの生息数に合わせて散布量を決定する、人力散布・ヘリコプターによる空中散布・ベイトステーションの設置などが、地形や在来種の分布状況などに応じて使い分けられる。海外では、島嶼において根絶に成功した事例が多数ある。	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10120.html
	トブネズミ Rattus norvegicus	周辺島嶼に移入されている。本州・四国・九州産には自然分布すると考えられているが、人・物の移動に伴って移入が起きている可能性もある。	移入元は不明。交易などに伴う非意図的移入。詳しい侵入年代は不明。小笠原への導入は江戸時代（1670-1862）と推定されている。	在来生物の捕食、農業被害、人獣共通感染症媒介など。伊豆諸島ではツツガムシの主要宿主。影響を受ける在来生物：農作物、ヒト・家畜、小島嶼で繁殖する海鳥。	同上	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10110.html
	ハツカネズミ Mus musculus	日本列島のほぼ全域。	移入元は不明。交易などに伴う非意図的移入。詳しい侵入年代も不明。	農業被害 影響を受ける在来生物：農作物	同上	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10130.html
	ニホンイタチ Mustela itatsi	沖縄諸島（伊江島、久米島、座間味島）、大東諸島（北大東島、南大東島）、先島諸島（宮古島、伊良部島、下地島、波照間島）など。	おもに農林業被害をもたらすネズミ類への対策として、国内の多くの島に、組織的に導入された。沖縄県では、1957年～1971年にかけて、21の島に計約12,000頭が放され、現在でも、そのうち少なくとも12の島に生息する。	宮古諸島で採取されたイタチの糞の内容物分析より、哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類などがイタチに捕食されている実態が明らかとなっている。餌種の中には、絶滅危惧種のミヤコカナヘビやキシノウエトカゲ・ミヤコヒメヘビなども含まれる。座間味島ではオキナフキノボリトカゲなどを捕食していたことが報告され、南大東島では、希少種のダイトウヒメハルゼミが捕食されるところも目撃されている。座間味島などでは、ニホンイタチが定着した後に、在来の爬虫類などが減少したことが指摘されている。阿嘉島のケラマトカゲモドキ、伊良部島と下地島のミヤコカナヘビ、そして伊良部島・下地島・波照間島のキシノウエトカゲは、個体数がきわめて少なく、絶滅のリスクが高くなっていると考えられており、その要因としてニホンイタチが関与している可能性が指摘されている。	沖縄県では宮古諸島の希少種を保全するため、2016年度からニホンイタチの防除を行っている。これまでに分布調査や糞内容物の分析等を行って、イタチの分布状況と在来種の捕食状況、効果的な捕獲手法などを調査している。現在は、宮古諸島の下地島および伊良部島で捕獲作業とイタチの生息状況調査、希少な爬虫類の生息状況調査などを行っている。	沖縄外来種.com https://okinawa-gairaisyuu.com/zukan/japanese-weasel/
		伊豆諸島（利島、三宅島、八丈島、青ヶ島）	農林業被害をもたらすネズミ類への対策として導入。利島には1934～5年頃導入された。三宅島では回目が1975～1976年に行われた雄だけの試験的放獣、2回目が1982年ごろの非公式な放獣がなされた。	導入されたイタチは生態系に深刻な影響を与えており、例えば、三宅島ではイズイワツグミ（ <i>Turdus cilaenops</i> ）やオカダのアトカゲ（ <i>Plestiodon latiscutatus</i> ）などの在来種の捕食により、個体数の大幅な減少が引き起こされている。 また、イタチが導入された島における直接的捕食や餌資源の減少に起因する鳥類群集の劣化が、複数の島を移動する鳥類の減少を通じて近隣の島に波及し、島しょ全域で鳥類群集の劣化が引き起こされた可能性がある。年次的されている。	具体的な対策事例は確認できず	○伊豆諸島におけるイタチ導入：歴史と事実と教訓 https://www.toho-u.ac.jp/sci/bio/column/0805.html ○伊豆諸島全体で鳥類の多様性が過去50年の間に低下した～一部の島に導入された捕食者の影響が海を越えて波及した可能性～ https://www.nies.go.jp/whatsnew/2025/20250626/20250626.html
	キヨン Muntiacus reevesi	千葉（房総半島）、伊豆大島	千葉県における移入源は勝浦市にあった私立観光施設（2001年閉園）と考えられており、移入時期は1960年代から1980年代の間であると推定されている。鴨川市や天津小湊市では1990年頃から野外で生息している情報が得られている。伊豆大島では、都立大島公園に展示動物として持ち込まれ飼育されていたことが由来となっている。野生化は1970年の台風により柵の壊れた飼育場から10数頭が逃走したことが始まりと言われており、その3年後には野外で繁殖が確認された。	農業被害 影響を受ける在来生物：農作物、自然植生	外来生物法で特定外来生物に指定された 千葉県では2000年に「千葉県イノシシ・キヨン管理対策基本方針」をまとめ、防除を進めている。 東京都では2006年度に生息調査等を実施し、2007年度から防除実施計画に基づく防除事業を実施している。	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10250.html ○房総半島及び伊豆大島におけるキヨンの帰化・定着状況 https://www.chiba-muse.or.jp/NATURAL/cms/wp-content/uploads/2024/01/journal_06-1_10asada.pdf ○千葉県キヨン防除実施計画 https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/shingikai/choujuu/documents/05-sankousiryuu1.pdf ○東京都キヨン防除実施計画（第3期） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/animals_plants-kyon-files-kyon_plan202203
	ヤギ Capra hircus	父島（小笠原諸島）、八丈島（伊豆諸島）、馬渡島（佐賀県）、五島列島の一部、宇治群島、屋久島（大隅諸島）、悪石島・臥蛇島（トカラ列島）、奄美大島・徳之島（奄美諸島）、伊平屋島・屋那覇島・粟国島・慶良間島（沖縄諸島）、西表島（八重山諸島）魚釣島（尖閣諸島）、小笠原諸島の多数の島、伊豆諸島の八丈小島などにもかつて定着していたが、駆除事業により根絶された。	家畜として飼育されていたものの野生化。佐賀県馬渡島・伊豆諸島八丈小島では、島外への移住者が置いていったヤギが野生化。奄美大島では放し飼いに近い状態だったものの管理放棄。小笠原では、食料資源としての無人島への放逐。 琉球列島では、15世紀に導入されて飼育されるようになった。本土では幕末以降、小笠原諸島への最初の導入時期は不明だが、文献記録によれば、1824年には確認されており、1853年時点ですでに定着していた。	採餌・踏みつけによる植生の破壊、それに伴う希少・固有植物の減少、鳥類等の生息地の劣化、土壌崩壊による海洋汚染、それに伴う珊瑚礁・漁場の劣化、農業被害、糞による環境汚染。 影響を受ける在来生物：各種植物（オオハマギキョウ、オガサワラアザミ、ユズリハワダンセンカクカンアオイ、センカクオトギリ、センカクハマサジなど）、鳥類（クオアシアホウドリ、カツオドリ、オナガミズナギドリ）、センカクモグラ、各種サングなど、農作物、漁業資源	移入規制種（佐賀県 環境の保全と創造に関する条例、県内での放逐禁止）、鹿児島県奄美市・東京都八丈島では、条例により飼育ヤギの登録制・放し飼いの禁止などを定めている（奄美市山羊の放し飼い防止等に関する条例、八丈町飼養ヤギの野生化防止に関する条例）。 ノヤギと飼育ヤギを峻別するため、飼育個体の適正な管理（放し飼いにしないことなど）が必要。ノヤギ駆除の方法は、捕獲・射殺。高密度時には、誘導フェンスによる狭い地域への追い込み・くくりわなによる捕獲。低密度化したあとの残存個体探索法として、探索犬、発信機をつけた雌個体の追跡（ユダ・ゴート）、不妊化した発情雌による雄誘引（マタ・ハリ・ゴート）など、様々な技術が確立している。	○国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10290.html
	ウシ Bos taurus	○鹿児島県十島村 口之島（トカラ列島） ○長崎県五島市 葛島（無人島）	明治時代以前、または大正時代初期に放牧されていたウシが、管理が行き届かず山中に逃げ込み、再野生化した。 1973年（昭和48年）に住民が移住して無人島になった後、放牧用として残された和牛が野生化し、繁殖して定着した。	日本国内の事例では生態系被害は報告されていない。 （海外）摂餌による植生崩壊、土壌流出 （海外）影響を受ける在来生物：在来植生 日本国内の事例では生態系被害は報告されていない。 （海外）摂餌による植生崩壊、土壌流出 （海外）影響を受ける在来生物：在来植生	被害の事例報告はない 被害の事例報告はない	名古屋大学 設楽フィールド「口之島牛の紹介」 https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10280.html 奈良県港レンタカー「葛島（野生化した和牛のいる島）」 https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10280.html

※主にホワイトリスト掲載検討種を対象とする。

動物の持込みに関する専門家ヒアリング結果（鳥類）

<ヒアリング先>

- ・ 小嶋篤史氏：獣医師。東京都獣医師会会員。鳥と小動物の病院リトル・バード院長。鳥類臨床研究会副会長兼編集長。日本獣医エキゾチックペット動物学会理事。
- ・ 川上和人氏：農学博士。国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所地域研究監。小笠原諸島世界自然遺産地域 科学委員会、科学委員会下部各種ワーキンググループにて委員を務める。

<飼養ニーズ>

- ・ 日本で飼われる鳥の7~9割はセキセイインコ、オカメインコ、文鳥、コザクラインコ（以下、「一般飼育鳥」という）とされ、これらのニーズが高い。【小嶋】

<生態系への影響リスク>

■ 定着リスク

- ・ 文鳥は海外（ハワイなど）で定着事例があり、小笠原での定着可能性も高い。スズメ目で在来鳥類（オガサワラカワラヒワ、メグロ、オガサワラヒヨドリ、ハシナガウグイス等）と近縁のため、交雑の可能性はほぼないが、競争や感染症のリスクが高い。【小嶋】 【川上】
- ・ セキセイインコは、日本国内で、野外において一時的な繁殖集団を築いた記録があるため要注意。【川上】
- ・ セキセイ・オカメ・コザクラインコなどのオウム目の小型種は砂漠種であり、国内環境では野外定着しにくい、「リスク0%」ではない。【小嶋】
- ・ 鳥は犬猫より逸走リスクが高いうえに下げられないが、大量逸走がなければ野外定着リスクは低いという報告がある。飼育数の制限が必要。【小嶋】

■ 在来動物の捕食、競合

- ・ 文鳥は海外（ハワイなど）で定着事例があり、小笠原での定着可能性も高い。スズメ目で在来鳥類（オガサワラカワラヒワ、メグロ、オガサワラヒヨドリ、ハシナガウグイス等）と近縁のため、交雑の可能性はほぼないが、競争や感染症のリスクが高い。【小嶋】 【川上】 ※再掲

■ 在来植物の食害、植生改変等

- ・ 特になし

■ 感染症リスク

- ・ 感染症は直接接しなくても、蚊が媒介して感染する可能性があるため、個体そのものの逸出のリスクだけではなく、その他のリスクも有している。【川上】
- ・ オウム類¹に多いウイルス性疾患は種特異性が強く、野鳥への伝播リスクは低い。一般細菌類は環境からの感染であり、飼育鳥が汚染源とならない。【小嶋】
- ・ フィンチ類²は国内でのウイルス調査が少なく、情報不足。小笠原には同じスズメ目の鳥が在来野鳥として多く存在するため、未知の病原体リスクがオウム目に比べて高い。【小嶋】【川上】
- ・ コンゴウインコなどの大型オウム類は、長寿であることや、飼育者が外に持ち出して散歩する可能性があり、感染症拡散のリスクがある。【川上】
- ・ 感染症は蚊などの媒介でも広がる可能性があり、逸出個体を通じた感染拡大にも注意が必要。【川上】

<適正飼養の可能性>

■ 逸出防止

- ・ 逸出防止には前室（二重扉）の設置が有効。
- ・ クリッピング（羽切り）は換羽で復活するため補助的手段。恒久的に飛べなくする処置はあるが動物愛護的にはNGか。【小嶋】

■ 繁殖制限

- ・ 不妊・去勢手術は可能だが、不妊手術は小型鳥では高リスク（イヌネコよりも難しい）。【小嶋】
- ・ 雌雄判別や雌雄別々飼いによる繁殖制御は可能だが、雌雄の分かりにくい種もあり、DNA検査による判別すら100%ではない。【小嶋】
- ・ 基本的に繁殖そのものをNGとすべき。雌雄の判別が難しい中で複数飼育し、もし産卵した場合は、孵化する前に擬卵に差し替えるなどして対処可能。【川上】
- ・ 飼育個体数の制限（1羽飼）が望ましい。複数飼育をする場合は、交尾できないよう別のケージで飼うなどの繁殖制限を基本ルールとすべきで、繁殖そのものはNGとするのが良い。ただし、1羽飼いが動物福祉の観点から問題ないかは、飼育専門家（獣医師）に改めて確認すべき。【川上】
- ・ 1羽飼いが動物福祉の観点から問題視されたことはない。むやみな繁殖の防止など適正飼養の観点からは1羽飼いを推奨。【小嶋】

■ 個体識別

- ・ マイクロチップは200g以上の個体のみ可能。
- ・ 小型鳥に関しては、足環は健康被害リスクがあるが、次善策として検討できる。【小嶋】

¹ 「オウム類」とは、オウム目の鳥類のことを指す。

² 「フィンチ類」とは、穀類を主食とする小型スズメ目を指す。主にアトリ科とカエデチヨウ科。

■ 感染症予防

- ・ 導入条件として、感染症の事前の検査を義務付けるべきで、鳥類専門の獣医師による健康診断を行い、糞便や血液検査でクリーンであることを証明する必要がある。【川上】【小嶋】

■ 獣医師による治療・診断

- ・ 鳥の治療はかなり特殊で、どの獣医師でも対応できるわけではない。【小嶋】

<総合評価・留意事項>

- ・ スズメ目である文鳥を除く一般飼育鳥はリスクが低いと考えられるが、小笠原の環境では不明。【小嶋】
- ・ スズメ目（文鳥・ジュウシマツ等）は感染症・競争リスクから持込禁止が妥当。【小嶋】【川上】
- ・ 既に飼育されている個体については、条例が施行された後のルールを基本的に守る形がよいだろう。【川上】
- ・ 小型オウム類（セキセイ・オカメ・コザクラ）は限定条件付きで検討可（例：1羽飼い、逸走防止、感染症検査義務付け）。【小嶋】【川上】
- ・ 体サイズで括らず、熱帯雨林に生息する種、花蜜食種（ローリー）も禁止がよい。ヒメウズラやコジュケイの仲間は、場所を選ばず野生化しやすい。【小嶋】
- ・ アヒルは水質汚染・病気媒介・交雑リスクがあり、環境省の「生態系被害外来種リスト」への追加が検討されている。ニワトリも同様の理由でリスクがあるものの、産業上の理由で現在の環境省のリストには含まれていない。【川上】
- ・ 大量逸走防止の点からも、繁殖施設の島内設置は不可とすべき。【小嶋】

原産地以外の野外における定着事例(鳥類)

区分	① 対象とする生物種	② 定着した地域	③ 侵入～定着の経緯と歴史	④ 生態系への被害状況	⑤ 具体的な対策事例や導入された条例	⑥ 参考としたウェブサイト等
飼養動物	セキセイインコ Melopsittacus undulatus	新潟, 茨城, 栃木, 埼玉, 東京, 千葉, 神奈川, 山梨, 静岡, 長野, 愛知, 三重, 近畿各府県, 岡山, 広島, 愛媛, 高知, 大分, 宮崎の各府県.	1981年以前. 愛玩用・観賞用に輸入された飼い鳥が逃げ出した, あるいは飼い主によって放たれ, 野生化したと考えられる.	情報なし	情報なし	国立環境研究所 侵入生物データベース https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/20060.html
	ワカケホンセイインコ Psittacula krameri	本種はペット由来で少なくとも35ヶ国以上で野生化が確認されている。 ○日本では1960年代以降に各地で野生化が報告され, 東京23区(1969年初確認)や愛知県名古屋市, 大阪府など都市部で繁殖が記録された。その後, 多くの地域で個体群が消失したが, 現在も関東地方(東京・神奈川・埼玉)に大規模な群れが定着し, ほかに千葉県および群馬県に小規模な生息群が残存している。 ○ヨーロッパ各国(英国, オランダ, ドイツ, ベルギー, フランス, スペイン他)で都市公園を中心に定着し, その個体数は数万羽規模に達する地域もある。 アジア・中東, アフリカの一部, 北米(米国南部)やカリブ海, インド洋の島嶼など広範囲に外来分布が報告される。	ペット用途の輸入・飼育を起源とし, 飼育個体の逸出(逃亡・放棄)によって各地で野生化・侵入が始まった。 1960年代以降のインコブーム期に世界中で本種が持ち込まれ, 偶発的なナゴ抜けや飼い主・業者による意図的放鳥が主要因と考えられる。日本でも1960年代後半に東南アジア産の個体が大量輸入され, 1969年に東京で初めて定着が確認された。 一時は国内各地で野生個体が観察されたが, 気候適応性や餌資源の有無等により生き残れる地域は限られ, 現在まで定着が続くのはごく一部地域のみとなっている。本種は原産地で高地の寒冷地帯にも生息するなど環境適応力が高く, それが世界各地で繁殖群を確立した一因とされる。	○在来生物との競合: 樹洞など巣穴を利用する在来の鳥類(キツツキ類, ムクドリ等)やコウモリ類と繁殖場所を巡る競合が生じる可能性がある。実際, ヨーロッパでは外来インコが自宅の給餌台から他の野鳥を追い払う様子や, スペイン・セビリアで希少なコウモリを巣穴から排除する事例が報告されている。 ○農業被害: 果樹や穀物を食害し, 収穫量の減少を招く。在来地(南アジア・アフリカ)では主要な農作物害鳥であり, 被侵入地でも被害が深刻化する恐れが指摘される。実例として, スペインではインコ類(本種や近縁種)によってトウモロコシや果樹の収量が30%以上減少した報告もある。 ○生態系攪乱: 大量発生したインコ類が樹木の新芽・花・果実を大量に摂食することで植生や種子散布パターンに変化を及ぼす可能性がある。またインフラ被害として, 電柱の配線に営巣し漏電・停電事故を引き起こすケースが報告されている。さらに糞尿被害や, オウム病(クラミジア感染症)など人獣共通感染症の媒介リスクも懸念されている。総じて, 本種の急増は生物多様性や農業経済への潜在的脅威とみなされている。	○日本: 2023年現在, ワカケホンセイインコは外来生物法の「特定外来生物」には指定されていないが, 環境省作成の「生態系被害防止外来種リスト」にて「その他の総合対策外来種」に位置づけられ, 監視・啓発の対象となっている。被害拡大時には特定外来生物への格上げ指定も検討される立場である。行政による積極的駆除は行われていないものの, 都市部の公園等ではねぐら樹の剪定や捕獲の試み, また市民に対するエサやり自粛の呼びかけなどソフト対策がとられている例もある。 ○海外: 各国で法規制や駆除策が進められている。欧州連合(EU)では規制1143/2014に基づき侵入防止・早期駆除が推奨されており, スペインでは政令(Real Decreto 630/2013)により本種の飼養・流通を禁止するなどの措置が導入された。繁殖個体群が定着する前の初期段階での捕獲・駆除(早期発見・迅速対応)が効果的とされ, 実際オーストラリアではリスク評価で「極めて高い侵入リスク種」に指定し輸入・飼育を全面禁止, 野外に逃げた個体も捕獲・射殺により根絶を図っている。既に大繁殖している都市部の群れに対しては, 完全駆除は困難なため個体数抑制や被害軽減策(捕獲・間引き, 脅迫音による撃退など)を継続する方針が各国で取られている。例として, セーシェルでは本種の島嶼個体群を銃猟により根絶することに成功した事例が報告されている。また, 生態系被害が深刻でない地域では市民に人気的一面もあるため, 安易な大量駆除は反対意見も出やすく, 地域住民の合意形成と両立策を図りつつ対策を進める必要がある。	○国立環境研究所 侵入生物データベース「ワカケホンセイインコ」 ○環境省「生態系被害防止外来種リスト」※外来種被害予防ガイド等 ○松永ほか「国内の外来鳥類について」『生活と環境』67(4), 2022(日本鳥類保護連盟) - ParrotNet EU COST Action ポリシーブリーフ(2017) ○IUCN侵入種データベース GISD「Psittacula krameri」 ○弁護士ドットコムニュース「本当に悪者? 都会に順応したワカケホンセイインコ」
	文鳥(ブンチョウ) Padda oryzivora	現在ではペット個体の逸出により世界各地で野生化・定着が報告されている。 ○日本国内では東京・大阪・兵庫などで繁殖記録があり, 宮城・新潟・神奈川・京都・滋賀・奈良・三重・和歌山等でも野生個体の目撃例がある。 ただし日本では気候等の要因により大規模な定着には至らず, 例として東京では1970年代に見られた野生群が1990年代には消失しており定着に失敗したと考えられる。 ○海外では, 中国(河北省)や東南アジア各国, 南アジア(インド・バングラデシュ・パキスタン等), アフリカ東部(タンザニア), 太平洋地域(ハワイ諸島), 大西洋・インド洋の島嶼(セントヘレナ, モーリシャス, レユニオンなど), カリブ海(プエルトリコ)など世界中の温暖な地域で定着が確認されている。ハワイ(特にオアフ島)やプエルトリコでは都市近郊で繁殖する野生個体群が存在し, 定着例として知られる。	侵入経路: 飼育個体の逃亡や意図的放鳥によるものが主因である。 ○日本での経緯: 本種は江戸時代初期(17世紀頃)には既に日本に持ち込まれて飼育が始まったと考えられている。野外で繁殖する群れが初めて観察されたのは約1910年頃の東京で, その後1964年以降は神奈川県などでも野生化が報告されるなど, 20世紀に各地で散発的に定着が試みられた。しかし日本の多くの地域では冬季の寒冷など環境条件が合わず, 大規模な定着には至っていない。 ○海外での経緯: 20世紀中頃以降, 世界的にペット流通が盛んになる中で各地に持ち込まれ, 例えばハワイでは1960年代にオアフ島へ導入されその後野生化・定着した。インド亜大陸でも導入例があるが, 本土では定着に失敗した記録もある。総じて, 人為的な飼鳥の放逐・逸出がきっかけで各地に侵入・定着した歴史を持つ。	○農業被害: 農作物(特にイネなど穀類)への被害報告があり, 収穫期の水田に文鳥の大群が飛来して稲穂を食害する例が海外で報告されている。そのため英語では「Java rice bird(ジャワ米鳥)」とも呼ばれる。 ○生態系被害: 他の在来鳥類との競合や植生への直接的な悪影響については具体的な報告が少なく, 明確な生態系被害は十分解明されていない。日本国内では野生個体群がごく限られていたため, 在来生態系への顕著な影響は確認されていない。しかし種子食の鳥であるため外来植物の種子散布を媒介する可能性が指摘されており, 在来植生への間接的な悪影響が懸念される。	○日本: 文鳥は外来生物法による「特定外来生物」等には指定されておらず, 法的規制や組織的な駆除施策はとられていない。野生化個体も散発的で数が少ないため, 具体的な防除事例は確認されていない。基本的には, ペット飼育個体の逸出防止や故意の放鳥禁止を啓発することが重要とされる。 ○海外: 侵入リスクを考慮しペットとしての飼育自体を規制する地域もある。例として, 米国フロリダ州では本種が2019年に州の禁止外来種(Prohibited Nonnative Species)リストに追加指定され, 州内での販売・新規飼育が禁止された。同様にカリフォルニア州やハワイ州を含む複数の州でも文鳥の所有・持ち込みが法的に制限されている。これらは野外への逸出・定着を未然に防ぐ対策の一環である。	○国立環境研究所 侵入生物データベース「ブンチョウ」 ○愛知県弥富市公式サイト「弥富の文鳥について」 ○Hawai'i Public Radio「Manu Minute: The broad-beaked Java sparrow」 ○フロリダ州魚類野生生物委員会(FWC)プレスリリース - The Spruce Pets(米国ペット情報サイト)

産業動物	<p>ニワトリ Gallus gallus domesticus</p> <p>東南アジア(ヒマラヤ地域やインドネシアを含む)原産の野生種セキショクヤケイ(Gallus gallus)の家畜化品種</p>	<p>人為移入されたニワトリの野生化は多くの地域(特に島嶼部や温暖域)で発生している。例えば、捕食者が少ないハワイ諸島ではカウアイ島を中心に野生化個体群が繁栄し、その起源は古来ポリネシア人が持ち込んだ赤色野鶏と後年の家禽ニワトリの交雑にさかのぼる。1980～90年代のハリケーン(イフ、イニキ)で鶏舎から大量の鶏が逃げ出し、現在の大繁殖につながった。また米国フロリダ州キーウエストでは市内各所に野良鶏(通称「キーウエスト・チキン」)が生息し、その数は増加傾向にある。カリブ海では米領ヴァージン諸島の主要3島すべてで野生化ニワトリが日常的に目撃され、大西洋のバミューダ諸島でも推定3万羽以上が全島的に繁殖している。オセアニアではニュージーランド北島オークランド近郊で野良鶏の大発生が問題化し(最大約250羽に増加)、オーストラリア・タスマニア島でも捨てられた鶏が繁殖し各地を徘徊する事例が報告されている。なお、東南アジアなどセキショクヤケイの在来地では、逸走した家禽ニワトリとの交雑による遺伝的攪乱も懸念されている。</p>	<p>人間による導入と逸走・放逐が主因。多くの地域で、食用・卵用あるいは娯楽目的(闘鶏等)で飼育されていたニワトリが逃げ出すか飼育放棄により放逐されることで野生化が始まっている。ハワイの例では、先住民が持ち込んだ鶏(赤色野鶏)に加え、欧米人による家禽の持ち込み、さらに前述のハリケーン被害で生じた大量逸出によって野生個体群が形成された。キーウエストでは歴史的に闘鶏文化が根付いていたが20世紀に禁止され、多くの鶏が島に放されて野生化した経緯がある。この島では現在、鶏は独特の“文化的シンボル”ともなっているが個体数管理が課題となっている。ニュージーランド・ティティランギ村では住民が飼った鶏2羽を放した2008年以降に繁殖が始まり、2019年には約250羽に達する事態となった。豪州タスマニア州では、採卵養鶏業者が卵を産まない雄鳥を遺棄したケースが相次ぎ、過去5～6年で野生化ニワトリの徘徊・繁殖が社会問題化したと報告されている。</p> <p>日本国内での野生化事例は報告されていないが、2018年には京都府で捨てられたニワトリの大群が、2025年に奄美大島の山中で2羽のニワトリが目撃されている。</p>	<p>在来生物や環境への悪影響が各地で指摘される。野生化ニワトリは雑食性で小型動物や昆虫を捕食し、在来の鳥類・爬虫類など野生生物と餌資源や生息場所を巡って競合する可能性がある。実際バミューダでは野良鶏が生息地の植生を破壊し農作物(例:トマト)や庭園を荒らす被害が深刻で、固有種との競合も懸念されている。ハワイやニュージーランドでも鶏が地面を掘り返すことで植物の根を傷める影響が報告され、農園や公園の景観被害が住民の苦情となっている。さらに鳴き声や徘徊による騒音・糞害は都市部で大きな迷惑となり、鶏のエサや残飯に引き寄せられたネズミなど二次的害虫・害獣の発生も確認されている。</p> <p>家畜伝染病や寄生虫の媒介源(レゼルポア)になり得る点も重大で、専門家は野生化ニワトリが在来鳥類を死に至らしめる疾病を広める恐れを指摘している。実際キーウエストでは毎年ボツリヌス症菌によるニワトリ大量死が起き、人為的な給餌が発症リスクを高めるとして注意喚起がなされている。</p>	<p>各地で野生化したニワトリの管理策が講じられている。主な方針は「餌やり禁止・個体数管理・侵入予防」の3点である。</p> <p>米ハワイ州では野生ニワトリへの給餌禁止と罰金を定める条例が相次いで検討・導入され、例えばハワイ郡(ハワイ島)では郡有地で野生動物(鶏や猫等)にエサを与えた場合、初回50ドル・再犯500ドルの罰金を科す条例が可決された。オアフ島でも苦情増加を受け捕獲器の増設やホットライン設置など行政主導の対策が取られていると報じられる。フロリダ州キーウエスト市でも鶏への給餌を違法と定め(市法「いかなる者も市内の家禽に餌や水を与えてはならない」)、2009年以降捕獲した約15,000羽を本土農場へ移送するプログラムを継続中である。一方、バミューダでは行政による大規模駆除が行われており、2012年には7か月間で3,200羽以上を処分した。同地では家禽の放し飼ひ禁止(私有地外に出した飼ひ主への罰金約2,880ドル)の法律も存在し、飼育者に対し適切な餌飼育を求めている。ニュージーランド・ティティランギでは住民の反対も考慮し大掛かりな一斉捕獲(ネット使用)と里親探しによる対処がとられ、約230羽を保護して農場へ引き渡すことで一時的に個体数を激減させた。しかし一部残存個体や追加の遺棄により再び増加したため、完全な根絶には至っていない。今後の新たな対策としては、繁殖抑制(ハワイ州で野鳥用避妊餌の散布を検討)や毒餌の活用(バミューダ当局によるアルファ・クロラコース薬剤の試験導入)といった手法も模索されている。</p> <p>また米領ヴァージン諸島などでは飼育者への啓発も重視され、「飼っている鶏は逃げ出さないよう餌い、増えすぎた場合も決して野に放さず適切に処分するか当局に連絡を」と住民に呼びかけている。総じて、法規制の整備と地域住民の協力の両面からアプローチすることが野生化ニワトリ問題への対応に不可欠とされる。</p>	<p>○米領ヴァージン諸島政府 環境局「外来種:Feral Chicken(野生化したニワトリ)」 ○バミューダ政府 環境天然資源局 ニュースリリース「Feral chickens are destroying crops and habitats(野生化した鶏による農作物・生息地被害)」(2012年7月12日) ○米誌The Atlantic「Hawaii's Feral Chickens Are Out of Control」(2023年5月8日) ○英紙The Guardian「Like a Stephen King movie: feral chickens return to plague New Zealand village」(2020年6月10日) ○米キーウエスト市ニュース(Keys Weekly紙)「Key West reminds residents and visitors to not feed the chickens」(2025年9月2日) ○ロイター-日本語版「豪州タスマニアで野生化したニワトリ増加、地元団体が「引き取り」」(2016年3月14日) ○奄美新聞社「森に2羽のニワトリ」(2025年5月7日) ○朝日新聞社「野良ニワトリの大群、国道脇に もう捨てないで」(2018年9月14日)</p>
産業動物	<p>アイガモ(合鴨)</p> <p>マガモ(Anas platyrhynchos)とアヒル(マガモの家畜化品種 A. p. domesticus)との交配で作出された家禽(雑種)</p>	<p>○日本: 飼育個体の逸出により北海道・本州・四国・九州・沖縄まで各地で野生化個体が確認されており、都市公園の池や水田周辺に生息。福岡県では県内各地でアイガモ由来の野生個体やマガモ・カルガモとの交雑個体が広く報告されている。</p> <p>○海外: マガモ系家禽の野生化は世界各地で報告されている。例えばニュージーランドでは移入マガモが在来のGrey Duckとの交雑により個体群を置き換え、1990年代までに純粋なGrey Duckが全体の15～20%に激減した。米国フロリダ州でも人為放鳥された家禽マガモ(年間1万羽以上)の定着により在来フロリダマガモとの交雑が拡大し、ハワイでは野生化マガモとの交雑で在来種(コガモ類)の遺伝的攪乱が深刻化している。</p>	<p>○日本: アイガモ(アヒル)は平安時代頃に中国から伝来し飼育されてきた。1980年代に富山県で実用化されたアイガモ農法の普及(全国的認知は1990年前後)に伴い各地でアイガモの放鳥・飼育が増加。飼育個体の一部がかこ抜け(逃亡)や放逐によって野外に定着し、福岡県では1941年に初めて野生下で確認された。その後も農法利用後の逸走やペット飼育個体の逃亡などで各地に野生化個体が散発的に出現し、近年は個体数増加も指摘されている。</p> <p>○海外: 北米や欧州では観賞目的の放鳥や狩猟目的の放逐によってマガモ系家禽が各地に広がり、例えばフロリダ州ではかつて違法放鳥された多数の家禽マガモが繁殖・定着して在来種と交雑問題を引き起こした(現在は放鳥禁止措置あり)。ニュージーランドでも20世紀前半に狩猟資源としてマガモが移入され、野生化している。</p>	<p>○遺伝的攪乱(交雑): 最も深刻なのは在来カモ類との交雑。野生化アイガモは在来のマガモやカルガモと繁殖可能であり、各地で交雑個体が確認されている。この遺伝的汚染により在来種固有の遺伝子プールが希薄化する恐れがある(例:フロリダのマガモ類では毎年純血個体が減少)。</p> <p>○競合・植生への影響: アイガモは水生植物や穀類、小型動物等を食へるため、野生化すると水草の食害や在来種との餌資源競合が生じる可能性がある。水域での採食活動により水質悪化や植生攪乱を招く懸念もあります(大型のカモ類による水生植生の破壊など)。</p> <p>○疾病媒介: マガモ由来の家禽であるため、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の病原体媒介のリスクも指摘されている。実際、野生化アイガモが鳥インフル検査対象となった例もある。総じて、アイガモの野生化は遺伝子汚染・生態的競合・疾病リスクなど多面的な生態系被害を及ぼすと考えられる。</p>	<p>○放流規制: 日本ではアイガモ農法で使用した飼育個体を野外に放すことが法的に禁止されており、農家は稲刈り後にアイガモを回収し食肉処理する運用が徹底されている。鳥獣保護管理法上も、野生化した合鴨はマガモ等と同様に狩猟鳥獣として位置づけられ、猟期における捕獲(駆除)が可能。実際、狩猟や駆除活動によって野生化個体の抑制が図られている地域もある。</p> <p>○行政の指定・啓発: 環境省は野生化アイガモを「防除検討外来種」(家畜由来外来種)としてリストアップし、逸出防止と監視強化を呼びかけている。福岡県や兵庫県では「要対策外来種」「注意外来種」に指定し、適切な飼育管理の徹底や野生個体との交雑防止を周知している。</p> <p>○海外の例: フロリダ州では在来種保全のためマガモ放鳥を禁止し、許可無き飼養・販売も違法化。行政が連携して野生化個体の捕獲・除去プログラムを実施し、一般にも「絶対に放鳥しない」「餌やりしない」など啓発活動を展開している。</p>	<p>○環境省 自然環境局「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(検討中資料)」 ○福岡県 生物多様性情報システム「アヒル(アイガモ)外来種解説」 ○桐生市(桐生が岡動物園)「アイガモ - 動物紹介」 ○藤沢市立鶴沼小学校 給食だより「合鴨米とアイガモの話」 ○Florida Fish and Wildlife Conservation Commission (FWC) “The Problem - Hybridization (Feral Mallards)” ○European Commission 外来種リスク評価報告書 (Annex - Ruddy Duck)</p>
産業動物	<p>アヒル Anas platyrhynchos domesticus</p> <p>マガモを原種とするカモ科の家畜化品種</p>	<p>○欧州・中国で家禽化された後、食用や狩猟用の移入により各地へ拡散。現在では野生化アヒルが各大陸で報告されており、都市公園の池や農耕地周辺に定着している例が多い。このほかハワイでも人為導入されたアヒルが野生化し、ニュージーランドやオセアニアの島嶼にも移入・定着例が知られる。北米フロリダ州では観賞用に放されたアヒルが都市部の湖沼・運河で周年生息している。</p> <p>○日本では各地の公園で飼育由来の個体が半野生化して生息している。</p>	<p>飼育個体の逸走や意図的放鳥による。人間による持ち込み・放鳥が主な原因で、地域ごとに経緯は異なる。</p> <p>例としてニュージーランドでは19世紀後半以降、狩猟資源確保のため欧州からマガモ(アヒル)が繰り返し導入され定着した。米国フロリダ州では観賞目的でアヒルが違法放鳥され続け、州内で年間1万2千羽以上が購入され野外に放たれていると推計されている。</p> <p>日本でもアイガモ農法で用いられた鴨が水田から逸走したり、ペットのアヒルが公園に遺棄され定着するケースが報告されている。飛行能力が低いため放逐個体は周辺に留まり繁殖しやすい。</p>	<p>○遺伝子汚染(遺伝的攪乱): 在来カモ類との交雑によって遺伝子浸透が生じ、純粋の在来種が減少・消滅する懸念が大きい。 【例】フロリダ州の在来フロリダマガモやハワイ固有種ハワイガモは野生化アヒルとの雑種化が進み、純粋種の存続が脅かされている。</p> <p>○競合: 外来のアヒルは在来種より大型で攻撃的なため、餌場・繁殖地で小型でおとなしい在来水鳥を圧倒して追い出す傾向が報告されている。</p> <p>○生息環境への影響: 高密度なアヒル集団が植生を過剰に採食・踏み荒らすことで生息地を劣化させ、さらに大量の排泄物によって水域が富栄養化し藻類の異常繁殖や水質悪化を招く。</p>	<p>各地で規制や駆除策が導入されている。</p> <p>○法規制: フロリダ州では野外へのアヒル放逐を禁止し、飼養・販売にも許可を要する条例(フロリダ行政規則68A-4.0052)が定められた。</p> <p>○防除活動: ハワイでは在来ハワイガモ保全のため野生化マガモの捕獲・除去を進め、特にカウアイ島では外来アヒル排除により純系個体群の維持に成功している。オーストラリアのロードハウ島では2007年に外来マガモおよび雑種個体の一斉駆除(捕獲・射殺)を実施し、個体数を約72%削減する成果を上げた。</p> <p>○啓発・条例: タスマニア州ではペットのアヒル遺棄を違法と位置付け、市当局が「カモへの餌やり禁止」キャンペーン等で市民に協力を呼びかけ外来アヒルの拡散防止と在来種保護を図っている。</p>	<p>○フロリダ州魚類野生生物保護委員会 (FWC)公式サイト - 外来アヒルによる交雑問題 ○ハワイ州天然資源局(DLNR)公式サイト - ハワイガモ保全と外来アヒル駆除 ○タスマニア州バーニー市公式サイト - 「カモに餌を与えないでください」啓発ページ ○群馬県桐生市公式サイト - アイガモの解説ページ(生態系への影響に言及) ○New Zealand Birds Online(ニュージーランド野鳥事典) - 在来種グレイダックと移入マガモの交雑状況 ○鳥学雑誌 <i>Notornis</i> 55巻 (2008) - ロードハウ島におけるマガモ駆除と交雑対策報告</p>

※主にホワイトリスト掲載検討種を対象とする。

報告事項 1 動物の持ち込み申告制度の試行状況と正式開始について

<動物の持込み申告>

目的 : 村内にどのような動物が、どういった手段で、どの程度持ち込まれているのかを把握する。
持込み制限の施行後は、持ち込めるペットかどうかを事前に確認する。

対象動物 : すべての動物（種類、目的を問わず意図的に村内に持ち込む動物。すでに飼養登録されているペットも含む）

<持込み申告制度の試行>

令和6年10月から開始。

環境課への申告書の提出またはWebフォームでの申告のほか、おがさわら丸出港日の竹芝客船ターミナルにおける申告受付を試行中。

<申告手続き>

① 小笠原に持ち込む日までに事前申告する。

② 申告内容

ペット登録の有無、持ち込む動物の種類、性別、数、飼養目的（ペット、その他の目的）、特徴、持ち込む方法（おがさわら丸の場合のペトルーム使用・チッキ・貨物輸送、その他の方法（郵便、ヨットによる持込みなどを想定）、持込み期間

③ 申告者には申告証明書を交付。

<試行状況>

・ 令和6年12月から令和7年9月までの申告数は、
イヌ 59頭
ネコ 6頭
その他 30頭
(内訳)
ウサギ1匹、 インコ1羽、 トカゲ1匹、
イシガメ2匹、 ゾウムシ15匹、
アオウミガメ10頭

・ 同時期のイヌ、ネコのペトルーム使用数は
123頭
イヌ、ネコに限った申告率は52.85%

・ 同時期に島外から持ち込まれたと思われる
イヌ、ネコ以外のペット登録は、
ウサギ 1匹 (申告あり)
モルモット 1匹 (申告なし)
インコ 3羽 (1羽のみ申告あり)
トカゲ 1匹 (申告あり)
ゴキブリ 200匹 (申告なし、トカゲの餌)
オオクワガタ 1匹 (申告なし)
キリギリス 1匹 (申告なし)
ゴキブリ除く8匹のうち3匹のみ
持込み申告があった。

○持込み申告制度の試行状況

年月	種別	持込み申告		ペトルーム使用		申告率
		申告数	合計		合計	
令和6年10月	イヌ	9	9		—	—
	ネコ	0				
11月	イヌ	5	6		—	—
	ネコ	1				
12月	イヌ	10	11	11	13	84.62%
	ネコ	1		2		
令和7年1月	イヌ	9	11	10	13	84.62%
	ネコ	2		3		
2月	イヌ	4	4	9	9	44.44%
	ネコ	0		0		
3月	イヌ	6	7	10	14	50.00%
	ネコ	1		4		
4月	イヌ	5	5	9	9	55.56%
	ネコ	0		0		
	インコ	1				
5月	イヌ	3	3	4	5	60.00%
	ネコ	0		1		
	トカゲ	1				
	ゾウムシ	15				
6月	イヌ	4	4	13	23	17.39%
	ネコ	0		10		
7月	イヌ	7	9	9	12	75.00%
	ネコ	2		3		
	ウサギ	1				
	アオウミガメ	1				
8月	イヌ	7	7	13	17	41.18%
	ネコ	0		4		
	インガメ	2				
	アオウミガメ	5				
9月	イヌ	4	4	6	8	50.00%
	ネコ	0		2		
	アオウミガメ	4				
通算	イヌ	59	65	94	123	52.85%
	ネコ	6		29		
	その他	30				

<正式開始に向け、申告率を上げるための検討>

- ・義務化に伴い、来島者、村民に対し改めて周知する。

（現状実施している周知）

来島者に対しては、村ホームページ、小笠原海運（株）パンフレット、竹芝客船ターミナルチラシ掲示、受付窓口設置、ペットルーム・チッキ受付での周知、おがさわら丸船内チラシ掲示などを実施。

村民に対しては、村民だより、ペット飼い主への通知などにより周知。

（今後強化する周知）

義務化するに伴い、周知内容を更新し、改めて周知する。

環境局による周知、おがさわら丸船内サインージ活用など、来島者への周知を強化する。

- ・登録済みのペットの申告の簡便化

来島者と同様に事前申告が必要。飼養登録証の提示のみでの申告を可能とするなどを検討する。

- ・ペットルームの使用受付時やチッキ受付時に、持込み申告を事前に終えていることを条件とするなどの調整を行う。

<正式開始の時期>

令和8年4月1日からの正式開始を予定する。

報告事項 2 犬の適正飼養について

資料 7

<犬の飼養状況 ※令和7年10月31日現在>

	父島	母島	合計
飼養頭数	54	9	63
マイクロチップ装着済み	42 (77.7%)	8 (88.8%)	50 (79.3%)
避妊去勢済み	42 (77.7%)	7 (77.7%)	49 (77.7%)
最大飼養数	5	2	
狂犬病予防注射接種済み	45 (83.3%)	8 (88.8%)	53 (84.1%)

- ・ マイクロチップの装着は、令和6年4月以降に登録する犬には義務としている。
令和6年4月以降に登録された犬は7頭。うち6頭は装着済み、1頭はマイクロチップ装着の有無を確認中。
- ・ 複数頭飼養している世帯は、5頭1世帯、2頭6世帯（父島5世帯、母島1世帯）
村内での犬の繁殖事例は、令和4年6月以降、確認されていない。
- ・ 避妊去勢は、ペット条例施行時に比べ、避妊去勢率が上昇している。
令和3年4月：61頭中42頭 68.9%
令和6年4月：62頭中46頭 74.2%

<その他の状況>

- ・逸走は、令和6年4月以降、報告されていない。

令和6年4月の案件は、母島にて、散歩準備中に工事音で逃げ出したもので、すぐに飼い主以外の島民により保護された。

- ・咬傷事故は、令和3年10月以降、保健所への報告はされていない。

ただし、ノーリードでの散歩中に周りの歩行者に飛びかかったり、飼い犬同士でのケンカなどのトラブルなどは複数件、村への報告、苦情がある。

<母島の飼養状況>

母島では、ノーリードでの散歩中の咬傷事故（保健所への報告なし）や島民からの苦情等のトラブル、散歩中の糞の不始末などが確認されている。

環境課では、おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会（動物協議会）の獣医師、愛玩動物看護師の協力を得て、トラブルを起こしている飼い主への指導を継続して行っている。

また、ノーリードでの散歩や糞の不始末は特定の飼い主以外でも行われているため、まずは母島の犬の飼い主全体の問題として共有し飼い主の意識の向上を図るため、飼い主全員が参加するLINEグループを作るなどしている。

<その他>

- ・犬の適正飼養ガイドラインは、作成検討中。どの程度の情報量とするかなど、今年度、動物協議会で作成予定の、ネコの適正飼養ガイドラインを参考に作成を進める。

- ・ドッグランについては、令和7年4月に犬の飼い主へのアンケートを実施した。

引き続き、飼い主の意向やドッグランの設置場所、運用方法などを考慮して検討を進める。

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会

会長 堀越 和夫 殿

小笠原村長 渋谷 正昭



小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例の 施行及び運用に関する諮問について

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例第14条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

愛玩動物の持込みの制限について

2 諮問内容

条例第6条に規定する愛玩動物の持込みの制限については、条例附則第7項において「村長は、村内の愛玩動物の飼養状況及び村外から村内への愛玩動物の持込み状況等を勘案し、本条例第6条の施行に向けて、同条の改正に関する検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」としている。

条例第6条を施行するにあたり、同条に規定する愛玩動物の持込み制限の内容及び運用方法に関して、貴審議会のご意見をお伺いする。

以上

情報整理表について

情報整理表は、それぞれの種について、

- ・ ペットとしての村内での社会的ニーズがどの程度あるか
- ・ 逸出してしまった際に、野外に定着したり在来動物を捕食するなど、小笠原の生態系に与える影響のリスクがどの程度高いか
- ・ 逸出を防止する方法など生態系に与える影響を抑えるための適正飼養の方法が確立されているかどうか

などについて、有識者へのヒアリングなどを通して収集した情報を整理したもので、ホワイトリスト掲載種を検討する際のツールのひとつとするものである。

整理表では、それぞれの種について、生態系への影響リスクや適正飼養の可能性を評価しているが、その評価は一概には言えず、定量的に表すことは困難である。

そのため、ある種を小笠原に持ち込んでよい、小笠原で飼養してもよいと判断するためには、各項目の評価はあくまでひとつの目安として、総合的な評価をする必要がある。

情報整理表の見方は次のとおり。

○ 情報整理対象種

情報を整理する対象種は次の理由から選定した。

- ・ 現在、ペット条例による飼養登録のある種
- ・ 過去にペット条例による飼養登録のあった種（現在、登録抹消済み）
- ・ 過去の調査で導入歴のあった種
- ・ 過去の調査で導入意向があった種
- ・ 今後導入される可能性が高い種
- ・ その他、特に情報を整理するべき特段の理由がある種

なお、情報整理対象種の分類はおおまかに次のとおりとした。

哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、のほか、

昆虫類（クモ類、多足類など他の節足動物含む）、

魚類・水生生物（水生の軟体動物、棘皮動物、腔腸動物などを含む）

その他

○ 村内における飼養状況等

飼養状況等については、次のとおり表す。

1. ペット登録数

- ・ペット条例による登録のある種 「頭数」

2. 導入歴等

- ・過去にペット条例による飼養登録があったが、現在は登録抹消されている種 「頭数」
- ・過去に導入歴のあった種 「○」
- ・過去の調査で導入意向があった種、今後導入される可能性が高い、その他、特に情報を整理すべき特段の理由がある種 「―」

○ 産業動物

産業動物について次のとおり表す。

産業動物、産業動物として扱うもの 「○」

産業動物とは、国が定める「産業動物の飼養及び保管に関する基準」でいう、「産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物」のこと。

また、「哺乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること」とされている。

牛・豚・馬・ヒツジ・山羊・鶏・アヒル・ミツバチなど、その生産物や労働力が人間にとって有用なものとなる動物のほか、観賞用の錦鯉など人の手によって繁殖を管理され、その商取引によって市場が形成されている動物も含む。

※ただし、産業動物の定義が明確ではないことに注意が必要。

例えば、カイウサギは食肉用とされる種もありその場合は産業動物となるであろうが、整理表ではペットとして扱っている。

一方、ニワトリは、ペット条例によるペットの登録がされているものもあるが、整理表では産業動物としている。

○ 要注意外来種

要注意とされている次のリストに記載されている外来種について、対応する番号を記載する。
複数該当する場合は、該当するすべての番号を記載。

- ① 「小笠原諸島における侵入・拡散防止に注意が必要な動物種リスト」
- ② 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」
- ③ 「特定外来生物法による指定種（未判定種含む）」
- ④ 「特定動物リスト」（環境省定め）
- ⑤ 「日本の侵略的外来種ワースト 100」
- ⑥ 「世界の侵略的外来種ワースト 100」

○ 野外での定着事例

1. 村内における定着事例を次のとおり表す。

- ◆ : 定着し個体群を形成している
- : 定着している可能性があるが情報が不足しているため評価不能
- 固 : 小笠原諸島固有種
- 在 : 小笠原諸島在来種

2. 原産地以外での定着事例を次のとおり表す。

- ◆ : 定着事例がある種

※別途、定着事例内容を整理する。

【生態系への影響リスク】

逸出してしまった際に、野外に定着したり在来動物を捕食するなど小笠原の生態系に与える影響のリスクがどの程度高いかを整理する。

○ 野外定着、個体群形成

野外に定着するリスク、また定着後に個体群を形成するリスクを次のとおり表す。

- ◆ : リスクが非常に高い
- 空白 : リスクが高い、または情報が不足しているため評価不能
- : リスクが低い

○ 在来動物の捕食、競合等

在来の動物を捕食するリスク、在来の動物と生息域や餌場などを競合するリスクを次のとおり表す。

◆ : リスクが非常に高い

空白 : リスクが高い、または情報が不足しているため評価不能

○ : リスクが低い

○ 在来植物の食害、植生改変等

在来の植物を食害するリスク、在来の植物の植生を改変するリスクを次のとおり表す。

◆ : リスクが非常に高い

空白 : リスクが高い、または情報が不足しているため評価不能

○ : リスクが低い

○ 感染症媒介

ウィルス、病原菌、寄生虫等による感染症の媒介者となるリスクを次のとおり表す。

◆ : リスクが非常に高い

空白 : リスクが高い、または情報が不足しているため評価不能

○ : リスクが低い

○ 生態系の影響リスクに係る留意事項

有識者へのヒアリング結果などによる特記すべき事項を記載する。

今後、審議会での意見なども追記していく。

【適正飼養の可能性】

それぞれの種について、逸出を防止する方法など生態系に与える影響を抑えるための適正飼養の方法が確立されているかどうかを整理する。

○ 逸出防止

室内飼養、カゴや水槽などでの飼養等の逸出防止の方法が確立されているか、また、その方法による逸出防止の徹底可能性を次のとおり表す。

- ◆ : 逸出防止が不可能、困難、または逸出するリスクが非常に高い
- 空白 : 逸出を防止する方法はあるが管理者の能力に左右されるなどリスクが高い、または情報が不足しているため評価不能
- : 逸出防止が徹底できる

○ 繁殖制限

避妊去勢手術またはその他の方法による繁殖制限の方法が確立されているか、また、その方法による繁殖制限の徹底可能性を次のとおり表す。

- ◆ : 繁殖防止が不可能、困難または繁殖するリスクが高い
- 空白 : 避妊去勢手術は可能だが個体の生命に対するリスクが高い、施術できる獣医師が限られている、避妊去勢手術以外の繁殖制限の方法があるが避妊去勢手術と比較すると確実性が低い、または情報が不足しているため評価不能
- : 避妊去勢手術が可能

○ 個体識別

マイクロチップの装着またはその他の方法による個体識別の方法が確立されているか、また、その方法による個体識別の徹底可能性を次のとおり表す。

- ◆ : 個体識別が不可能、困難
- 空白 : マイクロチップの装着は可能だが個体の生命に対するリスクがある、マイクロチップの装着以外の個体識別の方法があるがマイクロチップと比較すると確実性が低い、または情報が不足しているため評価不能
- : マイクロチップの装着が可能

○ 感染症予防

ウイルス、病原菌、寄生虫等による感染症の感染やそれらが蔓延することを予防するための方法が確立されているか、また、その方法による感染症の予防の徹底可能性などを次のとおり表す。

- ◆ : 感染症等の感染や蔓延を防止することが不可能、困難
- 空白 : 感染症等の感染や蔓延を予防することが可能だが確実性が低い、または情報が不足しているため評価不能
- : 感染症等の感染や蔓延を予防することが可能

○ 獣医師による治療・指導等

獣医師による治療方法及び飼養や管理の方法が確立されているか、また、その方法による適正飼養推進の徹底可能性などを次のとおり表す。

- ◆ : 獣医師による治療、指導が不可能、困難
- 空白 : 獣医師による治療や指導が可能だが特別な技術や知識が必要とされる、または情報が不足しているため評価不能
- : 獣医師による治療方法、飼養・管理の方法が確立しており、適正飼養の指導が可能。

○ 寿命の長さ、体長（鳥類）

鳥類の寿命、体長について、整理する。寿命が数十年、体長が50cmを超す種は大型種として次のとおり表す。

- ◆ : 寿命が数十年、体長が50cmを超す大型種
- 空白 : その他の種

○ 適正飼養の可能性に留意事項

有識者へのヒアリング結果などによる特記すべき事項を記載する。
今後、審議会での意見なども追記していく。

○ 種ごとの留意事項

有識者へのヒアリング結果などによる特記すべき事項を記載する。
今後、審議会での意見なども追記していく。

○ ホワイトリスト掲載に係る総合評価

審議会で協議し、ホワイトリスト掲載に係る総合評価を整理する。
ホワイトリスト掲載にあたっての条件がある場合は、その条件について具体的に整理する。

ホワイトリスト掲載種の検討にかかる情報整理表(哺乳類)

情報整理対象種				村内における飼養状況等		産業動物	要注意外来種	野外での定着事例		生態系への影響リスク					適正飼養の可能性					種	種ごとの留意事項	ホワイトリスト掲載に係る総合評価
分類群	目	科	種	ペット登録数(R7.4.1)	導入歴等			村内	原産地以外	野外定着、個体群形成	在来動物の捕食、競合	在来植物の食害、植生改変	感染症媒介	生態系への影響リスクに係る留意事項	逸出防止	繁殖制限	個体識別	感染症予防	獣医師による治療・指導			
哺乳類	食肉目	イヌ科	イエイヌ	62	30		①、②	◆	◆	◆			<野外定着、野生化、個体群形成>いずれの種も逸出時の再捕獲は困難である。	○	○	○	○	<飼育ニース>主要な飼育種は、イヌ、ネコ、ウサギ、モルモット、ハムスター、チンチラ、ハリネズミ、フクロモンガ、フェレット。近年、テグーやミニブタの飼養も増えている。	イエイヌ			
		ネコ科	イエネコ	76	37		①、②、⑤、⑥	◆	◆	◆	◆		ウサギは繁殖力が高く、逸出時の再捕獲も難しいため、野外定着リスクが高い。	○	○	○	○	<逸出防止措置>チンチラ、テグーは専用ゲージがあり、飼育方法が確立している。	イエネコ	小笠原で野外定着している。人獣共通感染症のリスクが高い。		
		イタチ科	フェレット		○		②			◆	◆			モルモット、ハムスターは動きが遅く、野外定着リスクは低い。		○			<繁殖制限>ウサギは避妊去勢手術が可能。	フェレット	在来動物の捕食リスクが高い	
			ニホンイタチ		—		①、②、⑤		◆	◆	◆			<在来動物の捕食、競合等>フェレットなどの肉食種は鳥類や昆虫の捕食リスクが高い。					モルモット、ハムスター、チンチラ、テグー等も去勢手術は可能だが一般的ではない。	ニホンイタチ	国内定着事例あり	
	兎形目	ウサギ科	カイウサギ	1			①、②、⑤、⑥		◆	◆	○	◆	フクロモンガ、ハリネズミは雑食性で昆虫や花蜜への影響、ミニブタは雑食性で生態系や農業被害への影響を与えるリスクが高い。	○	○		○	フェレットは避妊去勢された状態で流通する。小型種は繁殖力が高い。	カイウサギ	国内外での野生定着事例があるほか、植生への影響が大きい。		
	齧歯目	テンジクネズミ科	モルモット	3	1					○	○		<在来植物の食害、植生改変等>ウサギは植生への影響リスクが高い。	○			○	繁殖制限は、避妊去勢手術と飼養個体数の制限により行うことが望ましい。飼育数は5頭以内が目安。	モルモット			
		キヌゲネズミ科	ハムスター	5	5					○	○		チンチラ、テグーは草食性で植生への影響リスクに懸念がある。	○		◆	○	<個体識別措置>哺乳類はマイクロチップ装着が可能。ハムスターは困難だが、フクロモンガなどの小型種でも実施例がある。	ハムスター			
		ネズミ科	ラット・ドブネズミ		○		①、②	◆	◆	◆	◆	◆		<ウイルス等の媒介>ウイルス等について、ウサギ、モルモット、ハムスター等では大きな感染症リスクは確認されていない。					ラット・ドブネズミ	小笠原で野外定着している		
		チンチラ科	チンチラ	1							○	◆		繁殖制限は避妊去勢手術と飼養個体数の制限により行うことが望ましい。飼育数は5頭以内が目安。	○				<獣医師による治療・指導等>チンチラ、テグー、フェレット、ミニブタ、ハリネズミなどは小笠原での獣医療対応が困難ではないか。定着、繁殖のリスクを抑えることが主軸だが、基本的な獣医療体制(不妊化のほか、日常のケアや健康管理)が整っているかどうかもホワイトリスト掲載種を検討するうえでの大切な側面である。	チンチラ		
		デグー科	デグー		—						○	◆			○					デグー		
		リス科	シマリス		○		②		◆	◆		◆									シマリス	
	真無盲腸目	ハリネズミ科	ヨツユビハリネズミ		○		②、③				◆	◆			○					ヨツユビハリネズミ		
	双前歯目	フクロモンガ科	フクロモンガ	1							◆	◆								フクロモンガ		
	奇蹄目	ウマ科	ウマ		○	○				◆		○	◆							ウマ		
	偶蹄目	イノシシ科	ミニブタ(マイクロブタ)		—						◆	◆								ミニブタ(マイクロブタ)		
ウシ科		ウシ		○	○				◆		○	◆								ウシ		
		ヤギ		1	○	○	①、②、⑤、⑥	◆	◆	◆	○	◆								ヤギ	小笠原で野外定着している	

ホワイトリスト掲載種にかかる情報整理表(鳥類)

情報整理対象種				村内における飼養状況等		産業動物	要注意外来種	野外での定着事例		生態系への影響リスク					適正飼養の可能性						種	種ごとの留意事項	ホワイトリスト掲載に係る総合評価			
分類群	目	科	種	ペット登録数(R7.4.1)	導入歴等			村内	原産地以外	野外定着、個体群形成	在来動物の捕食、競合	在来植物の食害、植生改変	感染症媒介	生態系への影響リスクに係る留意事項	逸出防止	繁殖制限	個体識別	感染症予防	獣医師による治療・指導	寿命の長さ・体長				適正飼養の可能性に係る留意事項		
鳥類	オウム目	インコ科	セキセイインコ	6	6		◆	○					<野外定着、野生化、個体群形成> いずれの種も逸出時の再捕獲は困難である。	○						<飼育ニーズ> 国内で飼育されている鳥類の7~9割は、セキセイインコ、オカメインコ、ブンチョウ、コザクラインコとされ、これらの飼育ニーズが高い。	セキセイインコ	国内において一時的な繁殖集団の形成事例あり				
			コザクラインコ	2					○				オウム目の小型種(セキセイインコ、コザクラインコ、ボタンインコなど)は、元来、乾燥地帯に生息する種であり、国内環境では野外定着しにくい。	○						<逸出防止措置> 逸出防止措置は、二重扉の設置による室内飼いが有効である。	コザクラインコ					
			ボタンインコ		○								熱帯雨林に生息する種、花蜜食種は小笠原で野外定着する可能性が高い。	○						クリッピング(羽切り)は換羽で復活するため補助的手段と考える。	ボタンインコ					
			ルリコンゴウインコ		○								ブンチョウは、ハワイなど世界中の温暖な地域において定着事例があり、小笠原での定着可能性も高い。	◆	○	○				◆	<繁殖制限> 避妊去勢手術は可能だが、避妊手術は小型種では高リスクである。	ルリコンゴウインコ		熱帯雨林に生息する大型種		
		ヨウム科	コンゴウインコ		3									ヒメズラやコジュケイなどは、場所を選ばず野生化しやすい。	◆	○	○				◆	雌雄別にした繁殖制限は可能だが、雌雄の判別が困難。		コンゴウインコ	熱帯雨林に生息する大型種	
			ベニコウインコ		○									<在来動物の捕食、競合等> スズメ目は、在来種にも多く(オガサワカラワヒ、オガサワヒドリ、ハシナガウグイス等)、餌資源や生息地の競合のリスクが高い	◆	○	○				◆	鳥類は大量逸出がなければ野外定着する可能性は低いため、飼育数の制限を検討する必要がある。		ベニコウインコ	熱帯雨林に生息する大型種	
	オウム科	オカメインコ		—								○	<在来植物の食害、植生改変等>	○						繁殖制限は飼養個体数の制限により行うことが望ましい。1羽飼いが望ましい。	オカメインコ					
	スズメ目	アトリ科	カナリア		○									<ウイルス等の媒介> オウム類に多いウイルス性疾患は、種特異性が強く、野鳥への伝播リスクは低い。	○						<個体識別措置> マイクロチップの装着は200g以上の個体のみ可能である。	カナリア				
			ブンチョウ	14				◆	◆	◆			スズメ目は、在来種にも多く(オガサワカラワヒ、オガサワヒドリ、ハシナガウグイス等)、感染症等影響のリスクはオウム目比べて高い。	○						足環は健康被害があるため、次善策として検討可能である。	ブンチョウ	ハワイなど世界中の温暖域において野外定着事例あり				
		カエデチョウ科	ジュウシマツ		○									コンゴウインコなどの大型オウム類は、長寿であることや屋外での散歩の可能性が高く、感染症拡散のリスクが高い。	○						<ウイルス等の感染・蔓延予防> ウイルス等は、島内に持ち込む前に感染症の検査を受けることにより感染予防が可能である。	ジュウシマツ				
			キュウカンチョウ		○																<獣医師による治療・指導等> 鳥類の治療は特殊で、どの獣医師でも対応できるものではない。	キュウカンチョウ				
	キジ目	キジ科	ニワトリ、ウコッケイ	12	16	○			◆	◆					◆							ニワトリ、ウコッケイ		ハワイなどにおいて野外定着事例あり		
			ヒメウズラ	3	1						◆				○									ヒメウズラ	産業動物としてのウズラとは異なる	
			シチメンチョウ		○	○									◆									シチメンチョウ		
	カモ目	カモ科	アイガモ		○	○									◆									アイガモ		
			ガチョウ		○	○										◆									ガチョウ	
			アヒル		—	○										◆									アヒル	環境省特定外来生物リストへの記載検討種
	タカ目	タカ科、ハヤブサ科	オオタカ、モモアサリ、イヌワシ、ハクトウワシ、ハヤブサ		—								◆	◆								オオタカ、モモアサリ、イヌワシ、ハクトウワシ、ハヤブサ		イヌワシなどの幼科は環境省が定める特定動物に該当する種が多い		
フクロウ目	フクロウ科、メンフクロウ科	シロフクロウ、アフリカオコノハズク、メンフクロウ		—								◆	◆								シロフクロウ、メンフクロウ、アフリカオコノハズク					

第3章 主な対策外来種の個別解説

東京都外来種対策リストに掲載されている主な種について

次ページから都内で確認されている主な外来種について、基本的な情報や防除方法などを紹介します。掲載種の一覧と記載事項は以下の通りです。

分類	種名	掲載頁	分類	種名	掲載頁	分類	種名	掲載頁		
植物	オオカナダモ	45	哺乳類	クリハラリス	55	魚類	コクチバス	65		
	キショウブ	46		アライグマ	56		ブルーギル	65		
	オオカワヂシャ	47		ハクビシン	57		コイ (飼育型)	66		
	ナガエツルノゲイトウ	48		ニホンイタチ	57		カマツカ	66		
	外来アカウキクサ属	49		トブネズミ	58		ドジョウ (中国大陸系統)	66		
	ホテイアオイ	49		クマネズミ	58		カダヤシ	67		
	オオフサモ	49		ニホンジカ	58		グッピー	67		
	外来スイレン属	50		キョン	59		ヒメダカ等のメダカ改良品種	67		
	コゴメイ	50		鳥類	ガビチョウ		60	昆虫類	ムネアカハラビロカマキリ	68
	オランダガラシ	51			ソウシチョウ		60		リュウキュウベニイトトンボ	68
	オオキンケイギク	51			ワカケホンセイインコ		60		アカボシゴマダラ	68
	オオアタクサ	52		爬虫類	アカミミガメ		61		クビアカツヤカミキリ	69
	アメリカセンダングサ	53			クサガメ		62		ヒアリ	70
	セイタカアワダチソウ	53		両生類	カミツキガメ		62	クモ類	セアカゴケグモ	71
アレチウリ	53	アズマヒキガエル	62		甲殻類	アメリカザリガニ	72			
メマツヨイグサ	54	ウシガエル	63	貝類		フジツボ類	73			
ヒメツルソバ	54	ヌマガエル	63			チュウウカイミドリガニ	73			
エゾノギシギシ	54	トノサマガエル	63	魚類		コウエンカワヒバリガイ	73			
			オオクチバス		64		スクミリンゴガイ	73		

第1部 第1章
第1部 第2章
第1部 第3章
第2部 第1章
第2部 第2章
第2部 第3章
巻末資料

東京都

外来種対策行動の手引き

みんなで実践！外来種対策からはじめるネイチャーポジティブ

令和7(2025)年9月
東京都環境局

●ページの見方

原産地：自然状態での生息・生育地

外来生物指定カテゴリ
●外来生物法で
●特定外来生物に指定
●日本の侵略的外来種
ワースト100
●生態系被害防止外来種
リストにおけるカテゴリ

主な生息・生育環境を
それぞれ表示
森：森林
里：里山
都：都市
川：河川や沼沢地 等
湾：東京湾
伊：伊豆諸島

紹介している外来種とよく似た種類との見分け方やトピックスなど

定着段階は
「未定着」[定着初期]
「まん延期」
本土と伊豆諸島に分けて記載

東京都対策リストの
カテゴリ
本土と伊豆諸島に分けて記載

紹介している外来種の
生息・生育環境や主な被害
など
生態系 生態系への被害
産業 農林水産業への被害
生活 人の生命・身体及び
くらしへの被害

防除の参考となる
手引きやマニュアル、
相談窓口などを記載
(URL等は2025年8月20日閲覧情報)

防除を実践するための
手法等の紹介

リス科 原産地：台湾、中国南部～インドシナ・マレー半島～インド北東部

生息・生育環境

東京都

クリハラリス

哺乳類 特定外来 日本100 緊急対策

森里都
川湾伊

本土部 伊豆諸島
未定着 まん延期
定着防止 防除推進



腹面は栗色

毛の色彩には地理的変異があるが、国内に定着している個体群では、背面は黒と黄土色毛が混じって生える。

特徴

昼行性。樹上で活動し、よく鳴く。本来の分布域が広く、様々な気候や植生に適応

生息環境：主に常緑広葉樹林。市街地・造林地でも生息可

繁殖期：通年繁殖可能。最大で年3回。
特性：主に植物食だが動物質も少量食べる。冬季には樹皮を剥く。

主な被害

生態系：樹皮剥離による樹木の枯死、未熟な種子の捕食。分布拡大による、在来リス科（ニホンリスなど）と競合する可能性あり。

産業：農作物の食害

生活：人家に対する破壊・侵入、電線啃害などの生活被害

手引き各種 掲載 URL

野生鳥獣被害防止マニュアル アライグマ、ヌートリア、キョン、マンガース、タイワンリス・特定外来生物編（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/toyozyu/higai/manyuuru/attach/pdf/8_old_manual-2.pdf



樹皮をはぎ樹液をなめている個体（左）。餌の少ない冬季に行い、これにより樹木が枯死する。民家の柿を食害しているクリハラリス（右）。ミカン類やツバキの美などに被害をもたらす。



似た動物との見分け方



ニホンリス



クマネズミ

ニホンリスは体の色が茶色味がかり腹部は白い。

クマネズミは樹上も利用する。尾が細長く、顔がとがる。

防除のポイント

箱ワナなどによる捕獲

箱ワナによる捕獲が一般的。自治体によっては箱ワナの貸し出しも行っている。

十分な事前調査を実施

クリハラリスが確認された地域で事前調査を行い、クリハラリスが良く目撃される場所、よく通るところを観察する。

ワナ設置の方法

箱ワナに餌を仕掛けてからしばらくは扉をロックして餌に慣れさせる。餌を箱ワナの周囲にもまいて誘引することも効果的

アライグマ科 原産地：北アメリカ～中央アメリカ

生息・生育環境

東京都

アライグマ

哺乳類 特定外来 日本100 緊急対策

森里都
川湾伊

本土部 伊豆諸島
まん延期 未定着
防除推進 侵入予防

特徴

夜行性で昼間は休息している。水辺を好み、河川や側溝などを移動経路として利用。木登りが得意。前足が器用で触覚にも優れる。

生息環境：都市部から森林・湿地までの水辺に生息。人家や畜舎でも営巣

繁殖期：1～3月に交尾。4～6月に出産
特性：雑食性で両生類などの小動物から昆虫、果実や穀物などを幅広く食べる。

主な被害

生態系：鳥類の営巣妨害、小動物の捕食など
産業：農作物への食害、家禽類・養魚類への食害

生活：人獣共通感染症、文化財を含む建物侵入による破壊・汚損

手引き各種 掲載 URL

外来種対策マニュアル（アライグマ・ハクビシン）（東京都）
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/raccoon/racc_manual
野生鳥獣被害防止マニュアル【中型獣類編】—令和6年3月版（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/toyozyu/higai/manyuuru/R5_tyuugata/r5_tyuugata_0.pdf



食害されたトウキョウサンショウウオ

防除のポイント

個体や痕跡を見つける

アライグマを目撃したら足跡や食べ痕を確認する。

侵入や食害を防ぐ

侵入や被害防止には侵入口を塞ぎ、畑などを電気柵やネットで囲うなどの対策がある。畑の周りの草刈りも効果がある。

都のアライグマ・ハクビシン防除実施計画と連携

区市町村では「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、アライグマ・ハクビシンの捕獲を実施している。被害にあった場合は、まず各区市町村の環境部署や清掃部署等に連絡する。



目の周りには黒いマスク模様

尾に数本の縞模様がある。

足の指は5本に分かれる。

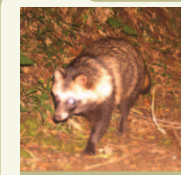


家屋に侵入し、建物損害、糞尿による汚損等を引き起こす。（関西野生生物研究所提供）



食害された農産物（カボチャ）

似た動物との見分け方



タヌキ

尾が太く縞がない。顔の黒い模様が目の間できれている。足痕の指は4本で爪跡は明瞭



アナグマ

鼻先が長く、体は灰褐色で足は黒く短い。足跡の指は5本で爪跡が非常に明瞭で長い。

第1部 第1章

第1部 第2章

第1部 第3章

第2部 第1章

第2部 第2章

第2部 第3章

巻末資料

第1部 第1章

第1部 第2章

第1部 第3章

第2部 第1章

第2部 第2章

第2部 第3章

巻末資料

ジャコウネコ科 原産地：ヒマラヤ、中国南部、台湾ほか

生息・生育環境 東京都

ハクビシン

哺乳類 特定外来 日本100 重点対策

森里都 川湾伊

本土部 伊豆諸島
まん延期 防除推進

特徴
江戸時代・戦時中に持ち込みの記録がある。昼間は樹洞・岩穴・人家の屋根裏等で休憩し夜間に活動する。

生息環境：市街地から山間部まで幅広く生息
繁殖期：3～12月
特性：雑食性。果実や種子、昆虫や鳥類、残飯なども食べる。

主な被害
生態系：在来の中型哺乳類と競合する。
産業：農作物への食害、家禽類への食害
生活：人獣共通感染症、文化財を含む建物侵入による破損・汚損

手引き各種 掲載 URL
外来種対策マニュアル（アライグマ・ハクビシン）（東京都）
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/raccoon/racc_manual
野生鳥獣被害防止マニュアル【中型獣類編】－令和6年3月版（農林水産省）
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/manyuuru/R5_tyuugata/r5_tyuugata_0.pdf



名前の由来通りに額から鼻にかけて白い筋が目立つ。

防除のポイント
都のアライグマ・ハクビシン防除実施計画と連携
都の防除実施計画に基づき、区市町村でアライグマ・ハクビシンの捕獲を実施している。被害にあった場合は各区市町村の環境部や清掃部等に連絡する。

イタチ科 原産地：日本国内

生息・生育環境 東京都

ニホンイタチ

哺乳類 特定外来 日本100 緊急対策

森里都 川湾伊

本土部 伊豆諸島
在来種 まん延期 防除推進

特徴
伊豆諸島のイタチは、伊豆大島では在来種だが、その他の島へはネズミ駆除のために1934年頃の利島を最初として人為的に導入された。

生息環境：おもな生息地は平野部
繁殖期：4～5月
特性：小型哺乳類や鳥類、昆虫類などを食べる雑食性。昼も夜も活動する。

主な被害
生態系：島固有の小型哺乳類、鳥類、爬虫両生類、昆虫などへの捕食圧。島固有の生態系への深刻な影響を与える。
産業：鶏など家禽類への食害を及ぼす。



一部の島しょに導入され、島固有の生態系を脅かしている。

防除のポイント
現状を確認する
イタチが放獣された島しょでは、専門家による研究報告はあるが、詳しい調査はされていない。イタチを防除して島固有の生態系を保護するためには、現状把握が必要である。

ネズミ科 原産地：北アメリカ

ネズミ科 原産地：自然分布は判然としない

ドブネズミ

特定外来 日本100 重点対策

森里都 川湾伊

本土部 伊豆諸島
まん延期 防除推進



特徴 都市部の下水道やゴミ捨て場、地下街など湿った場所を好む。主に夜行性
被害 在来種の捕食、農業被害、人獣共通感染症媒介など

防除のポイント 地域に適した捕獲方法を！
一般的にはワナによる捕獲。小笠原では毒餌の散布やベイトステーションを設置して駆除

クマネズミ

特定外来 日本100 緊急対策

森里都 川湾伊

本土部 伊豆諸島
まん延期 防除推進



特徴 都市部・農村部の建造物とその周辺乾燥した高所に生息。都会では夜行性
被害 在来生物の捕食、農業被害、人獣共通感染症の媒介など

防除のポイント 島しょでは根絶成功事例あり
本種の餌が不足する冬季における毒餌の散布、抗凝血剤など遅効性の毒物が使われる。

シカ科 原産地：日本

生息・生育環境 東京都

ニホンジカ

哺乳類 特定外来 日本100 重点対策

森里都 川湾伊

本土部 伊豆諸島
在来種 まん延期 防除推進

特徴
伊豆諸島では地内島に観光目的で放したシカが泳いで新島に渡り、分布が拡大した。

生息環境：新島島内の樹林や畑地
繁殖期：9月下旬～11月
特性：一夫多妻制で、雄の一部は交尾期になわばりを作り、その中にハーレムを形成する。多様な植物を食べる。

主な被害
生態系：在来自然植生に影響を与えている。
産業：農作物の食害。樹皮剥ぎによる樹木枯死や森林崩壊を起こす。
生活：山の植生に被害を及ぼし山崩れを誘発。ダニによる人への健康被害



新島に移入し、島の生態系を脅かしている。

防除のポイント
計画的な捕獲を実施
新島村では事前調査を実施し、獣害対策の専門家による指導のもと、計画的に対策を行っている。農業被害も減少傾向ではあるが、根絶を目指して事業を継続している。

第1部 第1章	第1部 第1章	第1部 第1章	第1部 第1章
第1部 第2章	第1部 第2章	第1部 第2章	第1部 第2章
第1部 第3章	第1部 第3章	第1部 第3章	第1部 第3章
第2部 第1章	第2部 第1章	第2部 第1章	第2部 第1章
第2部 第2章	第2部 第2章	第2部 第2章	第2部 第2章
第2部 第3章	第2部 第3章	第2部 第3章	第2部 第3章
巻末資料	巻末資料	巻末資料	巻末資料

シカ科 原産地：中国南部、台湾

生息・生育環境

東京都

キョン

森里都
川湾伊

本土部 伊豆諸島
未定着 まん延期
侵入予防 防除推進

哺乳類 特定外来 日本100 緊急対策

特徴

動物園施設から逸走。単独またはペアで行動。なわばりを持ち活動は主に朝と夕方

生息環境：主に森林やヤブの多い環境

繁殖期：通年

特性：木や草の葉、果実を食べる。危険を感じると、イヌののような警戒声を発する。

主な被害

生態系：在来種の自然植生。食害による生態系への深刻な影響

産業：農作物の食害。大島町では特産物であるアシタバや椿油用のツバキの葉への深刻な食害

生活：住宅地での糞や鳴き声に対する問題

手引き各種 掲載 URL

キョン対策・東京都環境局（東京都）
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/kyon

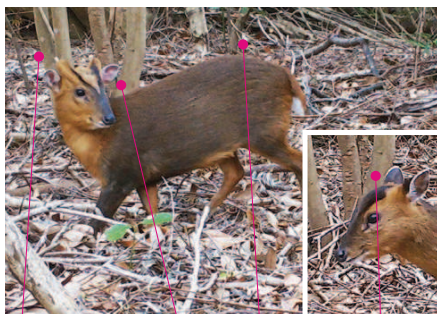
防除のポイント

本土部では十分な監視を

本土部では隣県の千葉県でキョンの分布が拡大している。千葉県柏市での目撃情報もあり都内に移動してくる可能性は高い。都では大島町でのキョン対策が継続中だが、本土部でも情報の収集を行い、千葉県などと隣接する区で情報を共有し、監視体制を構築する必要がある。

防除実施計画に基づく防除事業を継続

伊豆大島にまん延するキョンについて、都では外来生物法に基づいて防除実施計画を策定し、2007年度にキョンの防除事業を開始した。銃器や張り網、ワナ等での捕獲や、キョンの移動を妨げるための島内を分断する柵の設置などで、防除を実施している。捕獲に関しては、生息密度が高くキョンの主要な生息地である森林域で重点的に実施するとともに、近年は市街地でも捕獲エリアを拡大し捕獲を強化している。しかし、キョンの推定個体数は依然として多く、生態系に対する悪影響や農作物被害も続いており、捕獲を強化しなければならない段階にある。



雄には角がある。

雌には角がない。

雄は目の上から頭頂にかけて黒い線が走る。

肩高は50cmほど。



林床の植物を採食するキョン。食害が進むと林床が裸地化する。

キョンに食害された植物

ニホンジカとの違い

ニホンジカにはキョンのように顔に黒い筋線がない。大きな違いはキョンにないお尻の白い毛があること。



ニホンジカ

第1部 第1章

第1部 第2章

第1部 第3章

第2部 第1章

第2部 第2章

第2部 第3章

巻末資料

第1部 第1章

第1部 第2章

第1部 第3章

第2部 第1章

第2部 第2章

第2部 第3章

巻末資料

チメドリ科 原産地：中国南部、台湾、ベトナムなど

生息・生育環境

東京都

ガビチョウ

森里都
川湾伊

本土部 伊豆諸島
まん延期
防除検討

鳥類 特定外来 日本100 重点対策

特徴

観賞用の飼い鳥が逃げ出したと考えられている。定着性が強く渡りをしない。

生息環境：丘陵地、平野部の低木林に生息し藪を好む。

繁殖期：4～7月

特性：他の鳥の鳴きまねを取り入れて大きな声で複雑にさえずる。主に地上で昆虫や果実などを食べる。

主な被害

生態系：在来鳥類の繁殖などへの影響が懸念される。

生活：鳴き声による騒音が問題となる場合がある。



里山の管理が行き届かなくなったことも定着した原因

防除のポイント

情報の収集

個体を見つけたら、現状を把握するために記録し、対策検討の資料とする。

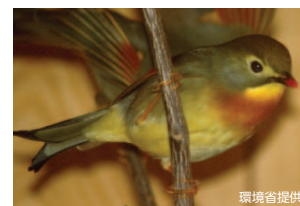
チメドリ科 原産地：中国南部からヒマラヤ西部

インコ科 原産地：インド、パキスタン、スリランカ

ソウシチョウ

特定外来 日本100 重点対策 本土部 伊豆諸島
まん延期
防除検討

森里都川湾伊



環境省提供

特徴 繁殖中でも10羽ほどの群がよく観察され、ササ群落中など活発に移動

被害 近年の爆発的な個体数の増加は在来種に影響を与えている可能性がある。

防除のポイント 情報の収集

記録をとり、対策検討の資料とする。

ワカケホンセイインコ

特定外来 日本100 その他の総合 本土部 伊豆諸島
まん延期
防除検討

森里都川湾伊



特徴 公園の樹木、人家の庭木、大木が残る神社・寺。ケヤキの樹洞に営巣

被害 在来の樹洞性鳥類と営巣場所を巡る競合の可能性がある。

防除のポイント 情報の収集

記録をとり、対策検討の資料とする。